

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>ただし、原油を沈でん（澱）物や水から分離する仕事に従事する原油処理工は小分類〔521〕に分類される。</u></p> <p><u>○石油精製工；石油精製オペレーター；揮発油工；軽油工；パラフィン工；潤滑油精製工</u></p> <p><u>×石油薬品回収工〔521〕；原油処理工〔521〕；ソーダ隔まく（膜）分離工（原油）〔521〕；アスファルト処理工〔529〕；ピッチ製造工〔529〕</u></p> <p>523 化学繊維製造作業者</p> <p><u>レーヨン・キュプラ・アセテート・ナイロン・ビニロン・ビニリデン・ポリ塩化ビニル・ポリエステル・アクリル・ポリエチレン・ポリプロピレン・ポリウレタン・ポリクラールなどの化学繊維（ガラス繊維〔532〕・鈹さい繊維〔539〕・岩綿〔539〕・石綿〔549〕を除く）の製造の仕事に従事するものをいう。原繊維の漂白・洗浄・乾燥の仕事に従事するものも含まれる。</u></p> <p><u>ただし、化学繊維原料の製造作業及び化学繊維の再操作に従事するものは含まれない。</u></p> <p><u>○原液調整工（化学繊維）（合成繊維を除く）；紡糸工（化学繊維）；後処理工（化学繊維）；長繊維処理工（化学繊維）；短繊維処理工（化学繊維）；精練工（化学繊維）；乾燥工（化学繊維）</u></p> <p><u>×合成繊維原料製造工〔521〕</u></p> <p>524 油脂加工作業者</p> <p><u>硬化油・脂肪酸・石けん（鹼）などの加工油脂製品の製造のため、原料油脂の硬化・触媒調整・脱臭・分解・けん化・かくはん（攪拌）・塩析・切削・乾燥・着色・添香・練り合わせ・放出・切断・型打ちなどの仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>○硬化油製造オペレーター；脂肪酸製造オペレーター；グリセリン製造オペレーター；石けん製造オペレーター；成形工（油脂加工）</u></p> <p><u>×合成洗剤製造工〔529〕</u></p> <p>525 医薬品・化粧品製造作業者</p> <p><u>医薬品・化粧品の製造の仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>○医薬品製造オペレーター；医薬品製剤工；化粧品製造オペレーター；香水製造オペレーター；化粧水製造オペレーター；おしろい製造オペレーター；クリーム類製造オペレーター；洗顔クリーム製造オペレーター；歯磨き製造オペレーター；シャンプー製造オペレーター；頭髪用化粧品製造オペレーター；皮膚用化粧品製造オペレーター</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p>一；仕上用化粧品製造オペレーター <u>×石けん製造オペレーター〔524〕；アンブル詰工〔529〕；包装（ラッピング）工〔728〕</u></p> <p>529 その他の化学製品製造作業者 <u>化学製品製造原料の粉碎・塗料の調合・化学製品の検査など小分類〔521～525〕に含まれない化学製品製造の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○粉碎工（化学製品製造）；塗料工；塗料調合工；塗料ねっか（捏和）工；薬品検査工；洗浄剤製造工（石けんを除く）；合成洗剤製造工；製塩工；絵具製造工；グリース製造工；ピッチ製造工；ろうそく製造工；歯科用セメント製造工；鉛筆しん（芯）製造工；練香製造工；がん（玩）具花火巻工；雷管・導火線製造工；漆精製工；パテ製造工；農薬製造工（植物生長調整剤を含む）；殺虫剤製造工（家庭用）；渋精製工；アスファルト処理工；タール処理工（分留を除く）；アンブル詰工；アンブル溶閉工；墨製造工；にかわ製造工；のり（糊）製造工；ペースト工；感光紙製造工；感圧紙製造工；接着剤製造工（ゴムのりを除く）；印刷インキ製造工；真空缶分離機工；真空缶精塩工；乾燥工（化学製品製造）；香料製造工；アイソトープ製造工×染料仕上工〔521〕；合成樹脂製造工〔521〕；まつやに（松脂）精製工〔521〕；木材乾留工〔521〕；石けん製造オペレーター〔524〕；塗料調整工（紡織）〔649〕</u></p> <p>53 窯業製品製造作業者 <u>ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・セメントなどの製造における原料の処理・成形・焼成・加工・仕上げなどの仕事に従事するものをいう。</u></p> <p>531 窯業原料加工作業者 <u>陶磁器・ガラス・れんがなどの原料土石の粉碎・計量・精製・分級・混合・溶融などの仕事に従事するものをいう。</u> <u>○ガラス原料工；れんが原料工；陶磁器原料工；石こう（膏）原料工；と（砥）粒原料工；窯業原料粉碎工；原料調合工；土練り工（陶磁器製造）；粘土原料工（かわら製造）；ガラス溶融炉工；ガラス原料精製工；光学ガラス溶融工；ガラス原料分級工；ガラスるつぽ工</u></p> <p>532 ガラス製品成形作業者 <u>板ガラス、ガラス繊維、ガラス製の瓶・食器・管・球などを製造する仕事及びガラス熱処理設備を操作する仕事に従事するものをいう。</u> <u>○ガラス成形工；板ガラス成形工；ガラス管成形工；ガラス繊維製造工；</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p>製瓶工；吹きガラス成形工；ガラスプレス成形工；ガラス熱処理工；ガラス徐冷工；ガラス熱処理強化工</p> <p>×取出工（れんが・かわら類）〔534〕；取出工（陶器）〔535〕；ガラス繊維工〔539〕；光学レンズ研磨工〔604〕；ガラス目盛工〔609〕</p> <p>533 施ゆう・ほうろう加工作業者</p> <p>うわぐすり（上薬）原料の調合・粉砕、うわぐすりの調整・前処理、うわぐすり掛け、ほうろう（珪瑯）液の調合、ほうろうかけ・焼付・仕上げの仕事に従事するものをいう。</p> <p>○かわら施ゆう（釉）工；ゆう薬調整工；ゆう薬製造工；うわぐすり点付工；うわぐすりかけ工；ほうろう鉄器工（鉄板加工を除く）；ほうろうがけ工；ほうろう焼成工；ほうろう焼入工；ほうろう仕上工</p> <p>534 れんが・かわら・土管製造作業者</p> <p>普通れんが・耐火れんが・不定形耐火物・粘土がわら（瓦）・陶管・タイル・セラミックブロック・土管類を作るため、土練り・荒地・混練・乾燥・成形・焼成・取出の仕事に従事するものをいう。</p> <p>○耐火れんが成形工；れんが型打工；プレス工（れんが）；かわら切断工；トンネルかま（窯）工（れんが・かわら類）；かま（窯）詰工（れんが・かわら類）；れんが仕上工；かわら仕上工；土管仕上工；かわら製造工；れんが焼成工；かわら焼成工；モザイク製造工；土管成形工；取出工（れんが・かわら類）</p> <p>×れんが原料工〔531〕；陶管工〔535〕；取出工（陶器）〔535〕；セメントかわら製造工〔538〕；石綿スレートかわら工〔538〕；土管検査工〔539〕</p> <p>535 陶磁器製造作業者（ファインセラミックスを含む）</p> <p>ろくろ機・プレス機の操作又は泥しょう（漿）の流し込みによる陶磁器の成形、旋盤・へら又はこてによる生型・乾燥型の加工・仕上げ・組立て・かま（窯）入れ・焼成・焼付・取出しの仕事に従事するものをいう。</p> <p>○自動ろくろ成形工；流込成形工（陶磁器）；プレス成形工（陶磁器）；押し出し成形工（陶磁器）；型起こし成形工（陶磁器）；さや（匣鉢）成形工（えんごろ工）；陶管工；陶磁器ろくろ工；陶器焼成工；さや（匣鉢）焼成工；素焼焼成工；陶磁器レース加工工；陶磁器仕上研磨工；陶磁器鑄込工；土がま（釜）成形工；土なべ（鍋）成形工；内ごて造工；陶器旋盤工；生型仕上工；タイル成形工；絵がま（釜）焼成工；かま（窯）焼工；取出工（陶器）；植木鉢成形工；陶工；乾燥型仕上工（陶磁器）；タイル型はめ工；楽焼工</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>×るつぼ製造工〔539〕</u></p> <p>536 窯業絵付作業者 <u>陶磁器・ガラスなどの絵かき・線ひき・彩色・転写絵付けの仕事に従事するものをいう。</u> <u>○絵付工（窯業）；陶磁器絵付工；ガラス絵付工；七宝下絵書工；漆絵付工（窯業）；銅板絵付工（窯業）；画工（窯業）；素描工（窯業）；線ひき工（窯業）；彩色工（窯業）；転写紙は（貼）り付工（窯業）；絵付線引工（窯業）；吹付工（窯業）；ゴム印押工（窯業）；皿絵付工</u> <u>×ガラス目盛工〔609〕；画工（窯業を除く）〔724〕</u></p> <p>537 セメント製造作業者 <u>原料の乾燥・調合・粉砕・焼成・仕上げの各工程を各種計測器を用いて監視・制御し、機械装置を安定的に運転する作業に従事するものをいう。</u> <u>○セメント生産オペレーター</u> <u>×セメント袋詰工〔728〕</u></p> <p>538 セメント製品製造作業者 <u>セメント製ブロック・かわら（瓦）・スレート・管などを製造するため、原料の混合・成形・仕上げ・養生の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○コンクリートブロック製造工；コンクリート舗装板製造工；セメントかわら製造工；厚形スレート製造工；コンクリートボール製造工；コンクリートパイル製造工；コンクリート管製造工；ヒューム管製造工；石綿円筒製造工；パイルセメント板製造工；木毛セメント板製造工；木片セメント板製造工；石綿スレートかわら工；人造石（テラゾー）製造工；生コンクリート製造工</u> <u>×天然スレートかわら製造工〔541〕；ヒューム管接続工〔776〕；コンクリート練り工〔781〕</u></p> <p>539 その他の窯業製品製造作業者 <u>七宝を制作するため、ゆう（釉）薬のき（素）地塗り・下絵書き・銀線つけ・ゆう薬点付・焼成・研ぎ上げなどの仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、き地銅器の製作又は下絵書きの仕事に専ら従事するものは含まれない。</u> <u>ガラスの熱加工・カッティング・研磨・銀引きなどの加工、石灰石の装入、石灰炉の操作による石灰石・石こう（膏）の焼成、石綿の粉砕・混合及び石綿を原料とする保温材の製作、研磨用材の製造、窯業の検査など小</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>分類〔531～538〕に含まれない窯業製品製造の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○ガラス熱加工工；パーナー加工工（ガラス）；ガラス火切・口焼工；ガラスカッティング工；ガラスカット工；ガラス研磨工；銀引き工（ガラス）；アンプル細工工；生石灰・消石灰製造オペレーター；石こう製造工；焼石こう製造工；石こうプラスター製造工；石こうボード製造工；チョーク製造工；七宝工；七宝線付工；七宝ゆう（釉）差し工；七宝焼成工；七宝研磨工；すずり（硯）製造工；研磨材料製造工；研磨用品原料粉碎工；金剛砂製造工；研削と（砥）石製造工；布やすり工；紙やすり製造工；磨き砂製造工；ガラス製品検査工；板ガラス検査工；陶磁器検査工；ガラス繊維工；ビーズ工；風鈴（ガラス）製造工；ボタン（ガラス）製造工；基石（ガラス）製造工；玉すだれ製造工；るつぼ製造工；パラスト製造工（採石場でないもの）；研削材製造工；ドロマイト製造オペレーター；陶磁器仕上工；うんも（雲母）製品仕上工；岩綿製造工；石灰粉碎工；フレーヤー工；研磨紙製造工；鉱さい（滓）繊維製造工；土管検査工；検瓶工（ガラス瓶製造）</u> <u>×ガラスるつぼ工〔531〕；ゆう薬製造工〔533〕；植木鉢成形工〔535〕；七宝下絵書工〔536〕；き（素）地銅器工〔554〕；ガラス目盛工〔609〕；ガラス目盛墨入工〔609〕；ガラス目盛腐しよく（蝕）工〔609〕；検瓶工（瓶詰食品・飲料製造）〔629〕；ガラス繊維織物工〔644〕；水晶加工工（印判師を除く）〔716〕；人造真珠加工工〔716〕；水晶印判師〔717〕；検瓶工（再生資源回収）〔809〕</u></p> <p style="text-align: center;">54 土石製品製造作業者</p> <p><u>石製品・石綿製品の原料の処理・成形・仕上げの仕事に従事するものをいう。</u></p> <p>541 石工</p> <p><u>石工用機械又は手道具を用いて、石材の切断・表面研磨・像刻み・碑文彫り、石塔・石材・うす（臼）などの加工製作の仕事に従事するものをいう。石積の仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、石切出の仕事に従事するものは小分類〔752〕に分類される。</u> <u>○石工；石切工；石研磨工；石彫工；石文字彫工；石積工；天然スレートかわら製造工；墓石工；大理石加工工</u> <u>×人造石（テラゾー）製造工〔538〕；すずり（硯）製造工〔539〕；石細工師〔549〕；石切工（採石場）〔752〕</u></p> <p>549 その他の土石製品製造作業者</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>石細工品の製作、土石製品の検査など小分類〔541〕に含まれない土石製品製造の仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>○大理石細工工；石細工師；天然と（砥）石工；石綿製品製造工；碎石工（山元を除く）；石印材工；開綿工（石綿）；石綿パッキング工</u></p> <p><u>×めのう加工工〔716〕；水晶加工工（印判師を除く）〔716〕</u></p> <p style="text-align: center;">55 金属加工作業者</p> <p><u>機械又は手道具を用いて、金属材料を加工する仕事に従事するものをいう。</u></p> <p>551 金属工作機械作業者</p> <p><u>旋盤・フライス盤（ミーリング）・平削り盤・形削り盤・立削り盤・ボール盤・ボーリング盤（中ぐり盤）・歯切盤・ギヤフライス盤・ギヤセーパー・ホブ盤・研磨盤・ブローチ盤（矢通し）・溝切盤・背切盤・ねじ立盤・治具ボーラー・金属ろくろなどの金属工作機械を用いて、金属材料に切削加工をする仕事に従事するものをいう。金属材料にプラスチック材などを結合させて切削するものも含まれる。</u></p> <p><u>ただし、金属工作機械を用いて溶断を行う場合は小分類〔569〕に分類される。</u></p> <p><u>○旋盤工；タレット工；自動旋盤工；立旋盤工；ボール盤工；中ぐり盤工；ジグ中ぐり盤工；横中ぐり盤工；フライス盤工；歯切盤工；ホブ盤工；歯車形削り盤工；研削盤工；仕上機械工；平面研削盤工；円筒研削盤工；心なし研削盤工；ラップ盤工；ホーニング盤工；パフ盤工；特殊加工機工；形彫り放電加工機工；ワイヤ放電加工機工；電子ビーム加工機工；レーザー加工機工；電解加工機工；数値制御（NC）旋盤オペレーター；数値制御ボール盤オペレーター；数値制御中ぐり盤オペレーター；数値制御フライス盤オペレーター；マニシングセンター（MC）オペレーター；グラインダー工；実習助手（学校の金属工作機械）</u></p> <p><u>×陶磁器ろくろ工〔535〕；機械彫刻工〔555〕；金属研磨工（針・ピン類を除く）〔557〕；のこ（鋸）盤工〔559〕；木工旋盤工〔663〕；プラスチック旋盤工〔693〕</u></p> <p>552 金属プレス作業者</p> <p><u>金属板をプレス機を用いて、冷間で打抜き、曲げ、絞って一定の形に成形する仕事、及び刻印する仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>ただし、打貫機による孔の打貫きの仕事、及び打抜き型・曲げ型・絞り型をプレス機に取付調整する仕事に専ら従事するものは小分類〔559〕に分</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>類される。</u> <u>○プレス成形工（金属）；数値制御プレス工（金属）；金属プレス工</u> <u>×打貫工〔559〕；金型取付工〔559〕</u></p> <p>553 鉄工、製缶作業者 <u>鉄塔・橋りょう（梁）・煙突・鉄骨・ボイラー・圧力容器・タンク（鉄槽）</u> <u>などの製作・組立のための現図の作成・型板取・鋼板け（罫）がき・孔あ</u> <u>け・ぎょう（撓）鉄・組立て・てんげき（填隙）・はつりの仕事に従事する</u> <u>ものをいう。孔あけ・ぎょう鉄・組立て・てんげき・はつりの一部又は全</u> <u>部の仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、現図展開・型板取・鋼板け（罫）がきの仕事に専ら従事するも</u> <u>のは含まれな</u> <u>い。</u> <u>○製缶工；フレーム製缶工；ボイラー組立工；金属製缶工；橋りょう工；</u> <u>鉄骨作り工；鉄工；機械鉄工；組立鉄工；構造物鉄工；造船鉄工；車台鉄</u> <u>骨曲げ工；かしめ工；造船組立工（鋼船）；コンクリート鉄筋工（コンクリ</u> <u>ート製品製造）</u> <u>×ブリキ缶製造工〔554〕；ドラム缶製造工〔554〕；け（罫）がき工〔559〕；</u> <u>車両鉄工〔594〕；現図工〔727〕</u></p> <p>554 板金作業者 <u>金切はさみ・つち（鎚）・簡単な切断機・曲げロール機などを用いて、金</u> <u>属薄板を切断・曲げ・絞り・成形する仕事、加工された金属薄板を組み合</u> <u>わせ、ハンダ・硬ろう（蝟）・ガス・電気で接着して仕上げる仕事に従事す</u> <u>るものをいう。</u> <u>ただし、はんだ付けのみ、ガス溶接のみ又は図型展開のみに従事するも</u> <u>のは含まれない。</u> <u>○板金工；ブリキかざり（銚）職；き（素）地銅器工；銅工（板金作業）；</u> <u>銅打物職；トタン屋根ふき工；トタンとい（桶）職；板金加工職；ドラム</u> <u>缶製造工；ブリキ缶製造工</u> <u>×いかけ（鑄掛）職〔559〕；はんだ付工〔559〕；ガス溶接工〔569〕；現図</u> <u>工〔727〕；造船銅工（配管工）〔776〕</u></p> <p>555 金属彫刻作業者 <u>各種の手工具・機械又は科学的腐しよく（蝕）技術によって金属に模様・</u> <u>文字・目盛・けい（罫）線・像を彫刻・切削加工する仕事に従事するもの</u> <u>をいう。</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p>ただし、美術品の創作及び貴金属の彫刻に従事するものは含まれない。 <u>○金属彫刻工；かざり（鋳）職（彫刻するもの）；金型彫刻工；活字母型彫刻工；金属目盛彫刻工；機械彫刻工；彫金工；なつ染ロール彫刻工</u> <u>×彫刻家〔181〕；製版工〔682〕；ガラス目盛工〔609〕；貴金属彫刻師〔716〕</u></p> <p>556 めっき作業者 <u>電気めっき・乾式めっき・浸漬めっき・被膜防せい（鍍）（着色を含む）・アルマイト加工・電解研磨などのめっき作業に従事するものをいう。めっき前の研磨・脱脂・酸洗い及びめっき後の水洗い・熱湯洗じょう（滌）・仕上研磨の仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、機械的除脂・防せい（鍍）・研磨・つや（艶）出し・カバー掛けなどに専ら従事するものは小分類〔559〕に分類される。</u> <u>○電気めっき工；化学めっき工；溶融めっき工；溶射めっき工；真空・気相めっき工；真空蒸着めっき工；イオンプレー工；スパッタリング工；陽極処理めっき工；化成処理めっき工；めっき工（金属）；めっき液試験分析工（金属）</u> <u>×バフ磨工（金属）〔557〕；サンドブラスト工〔557〕；めっき液試験分析工（プラスチック）〔699〕</u></p> <p>557 金属表面処理作業者（めっきを除く） <u>グラインダー・と石・やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品のきず（疵）取り、研磨又は切削加工をして仕上げる仕事に従事するものをいう。</u> <u>○金属研磨工（針・ピン類を除く）；鋼塊疵取工；鏝落工（バフ研磨機によらないもの）；可搬研磨工（ポータブル研磨工）；金属はつり工；バフ磨工（金属）</u></p> <p>558 針金製品・針・ばね製造作業者 <u>機械又は手道具を用いて網・かご（籠）・クリップ・ラスなどの針金製品の製造、針・ピン類の製造、及び冷間成形によるばねの成形の仕事に従事するものをいう。針・ピン類の材料の切断・孔あけ・成形・研磨（バフ磨きを除く）の仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、針・ピン類の熱処理・めっき・包装、ばね材の帯金属材又は針金の切断・みぞずり・溶接・研磨・熱処理・着色、及び熱間成形によるばねの製造の仕事に従事するものは含まれない。</u> <u>○金網編工；クリップ細工工；針金細工工；針金たが製造工；ピアノ線細工工；有刺鉄線細工工；ワイヤーロープ製造工；ラス製造工；製釘工；製</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>びょう（鋳）工；注射針製造工；つり（釣）針製造工；縫針製造工；編針製造工；ピン加工工；安全ピン製造工；ヘアーピン製造工；虫ピン製造工；ばね製造工（熱間成形を除く）；ぜんまい製造工；ひげばね成形工（熱間成形を除く）；ライターばね製造工（熱間成形を除く）</u> <u>×熱間成形ばね工〔514〕；バフ磨工（金属）〔557〕；金属研磨工（針・ピン類を除く）〔557〕；金属切断工（針・ピン類を除く）〔559〕；ガス溶接工〔569〕</u></p> <p>559 その他の金属加工作業者 <u>切断・はさみとぎなど小分類〔551～558〕に含まれない金属加工の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○金属切断工（針・ピン類を除く）；金属はく（箔）はり工；金粉職；はく打工；検量工；とぎ師（はさみ・鎌・包丁）；はんだ付工；ろう付工；ロールによらない圧延工；シャーリング工；のこ（鋸）盤工；心出工；金型取付工；いかげ（鋳掛）職；砂吹工（サンドブラスト工）；溶接検査工；索具工；金属製家具製造工；け（罫）がき工；自動車車台材料切断工；打貫工；ダイカスト工；金属切削製品検査工；プレス検査工；金属仕上工</u> <u>×鋳物はつり工〔519〕；プラスチック製品バフ磨き工〔699〕</u></p> <p style="text-align: center;">56 金属溶接・溶断作業者</p> <p><u>電気、ガスなどにより金属を溶接・溶断する仕事に従事するものをいう。</u></p> <p>561 電気溶接作業者 <u>アーク溶接・抵抗溶接などの電熱を利用して、金属を接合する仕事に従事するものをいう。</u> <u>○アーク溶接工；手動アーク溶接工；半自動アーク溶接工；抵抗溶接工；スポット溶接工；シーム溶接工；フラッシュバット溶接工</u> <u>×電縫管製造工〔516〕；はんだ付工〔559〕；ろう付工〔559〕；ガス溶接工〔569〕</u></p> <p>569 その他の溶接・溶断作業者 <u>酸素アセチレンガス・プラズマ・レーザーなどのエネルギーで、金属の接合又は溶断をする仕事に従事するものをいう。金属工作機械による溶断も含まれる。</u> <u>○ガス溶接工；電子ビーム溶接工；プラズマ溶接工；レーザー溶接工；摩擦溶接工；超音波溶接工；ガス切断工；プラズマ切断工；レーザー切断工</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p style="text-align: center;">57 一般機械器具組立・修理作業者</p> <p>原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く）の組立て・調整の仕事に従事するものをいう。</p> <p>571 一般機械器具組立作業者</p> <p>原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く）の組立て・据付・調整の仕事に従事するものをいう。これらの作業に伴う部品の加工に従事するものも含まれる。</p> <p>○マシニスト；機械組立工；医療機械器具組立工；編物器組立工；内燃機関組立工；印刷機械組立工；エンジン組立工；織機組立工；研磨盤組立工；工作機械組立工；削岩機組立工；製菓機械組立工；製材機械組立工；染色仕上機械組立工；ミシン組立工；タービン組立工；エレベーター組付工；エスカレーター組付工；機械据付工；機械調整工；自転車車輪組立工；鉄砲組立工；化学機械組立工；動力耕うん機組立工；パワーショベル組立工；圧延機組立工；紡績機械組立工；クレーン組立工；精米機組立工；バルブ製造装置組立工</p> <p>×機械保全工〔572〕；拡声器組立工〔582〕；映写機組立工〔603〕</p> <p>572 一般機械器具修理作業者</p> <p>原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械、計量計測機器・光学機械器具を除く）の部分修理・総修理・保全の仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、金属部分の切削加工に専ら従事するものは小分類〔551〕に分類される。</p> <p>○機械修理工；内燃機関修理工；金庫修理工；クレーン修理工；工作機械修理工；製粉機修理工；選鉱機械修理工；木工機械修理工；定置機関修理・保全工；建設機械修理・保全工；ポンプ修理工；圧搾機械修理工；印刷機修理工；機械分解工；機械保全工；紡績機械保全工</p> <p>×マシニスト〔571〕；機械組立工〔571〕</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p style="text-align: center;">58 電気機械器具組立・修理作業者</p> <p><u>回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん（纜）・その他の電気機械器具の製造・組立・調整・検査及び修理の仕事に従事するものをいう。</u></p> <p>581 電気機械組立・修理作業者</p> <p><u>発電機・電動機などの回転電気機械、変圧器・整流器・配電盤などの配電・制御装置の組立加工・総組立・調整・修理の仕事に従事するものをいう。配線準備作業に従事するものも含まれる。</u></p> <p><u>○発電機組立工；電動機組立工；回転子製造工；コイル巻工（回転電気機械用）；トランス製造工；配電盤組立工；電気機械修理工；発電機修理工；整流機組立工；変圧器組立工；変流機組立工；スイッチ組立工；回転機巻線工；電動機巻線工</u></p> <p><u>×扇風機組立工〔589〕；ソケット製造工〔589〕；電気時計組立工〔602〕</u></p> <p>582 電気通信機器組立・修理作業者</p> <p><u>電気通信機器の部品の組立加工・総組立・調整・修理の仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>○電気通信機組立工；無線通信機組立工；電話機組立工；ポケットベル組立工；電話機修理工；有線電話機修理工；電話交換機組立工；コイル巻工（電話）；コンデンサー組立工；シャシー組立工（電気通信機器）；ピックアップ組立工；拡声器組立工；コイル巻工（ラジオ）；ラジオ組立工；テレビジョン組立工；テレビジョン・ラジオ修理工；レーダー組立工；磁器振動子製造工；水晶発振子製造工</u></p> <p>583 電球・電子管組立作業者</p> <p><u>白熱電球・蛍光ランプ・ブラウン管・X線管・マグネトロンなどの電子管の部品の組立加工・総組立・排気・ガス封入・ロ金付・試験等関連する仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>ただし、ガラス部品の加工・洗浄、ロ金・ベークライト製品の成形、製品の検査の仕事に従事するものは含まれない。</u></p> <p><u>○電子管製造工；電子管組立工；電子管排気・封止工；電子管仕上工；白熱電球製造工；白熱電球組立工；白熱電球排気・封止工；白熱電球仕上工；蛍光ランプ製造工；蛍光ランプ組立工；蛍光ランプ排気・封止工；蛍光ランプ仕上工</u></p> <p><u>×吹きガラス成形工〔532〕；フレーヤー工〔539〕；電気機械器具検査工〔589〕</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p>584 被覆電線製造作業者 <u>裸電線の編組、ゴムによるチューピング・カバリング、紙・布・糸・プラスチックによるカバリング・編組、金属によるカバリング・編組、がい（鎧）装の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、裸電線の伸線・エナメル塗装、電線の塗装・試験・検査、及びゴム・プラスチックの混練りの仕事に従事するものは含まれない。</u> <u>○電線製造工；電線紙巻工；電線がい（鎧）装工；電らん（纜）ろう付工；編組工；がい（鎧）装工；ゴム絶縁工；絶縁電線テープ巻工；チューピング工；通信ケーブル紙巻工；通信ケーブル被装工；電線加工工；被覆電線製造工；巻線工（電線）；電灯線製造工；光ファイバーケーブル製造工；エナメル線製造工；金属被覆工</u> <u>×伸線工〔517〕；ケーブル検査工〔589〕；混練り工（ゴム）（ロール・パンバリーによる混練り）〔691〕；プラスチック混練り工〔699〕；エナメル被覆工〔723〕</u></p> <p>585 半導体製品製造作業者 <u>半導体材料を物理的及び化学的に処理・加工し、個別半導体製品及び半導体集積回路製造の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○半導体製品製造工；半導体切断工；半導体製品加工工；回路配線工；トランジスター製造工；半導体集積回路（IC）製造工；半導体大規模集積回路（LSI）製造工；シリコン整流素子製造工；太陽電池製造工；光電素子製造工</u></p> <p>586 電子応用機器組立作業者 <u>真空管・電子管・ダイオードなどを通る電子を応用する、電子応用機器の組立加工・総組立て・調整の仕事に従事するものをいう。中間部品（機能部品・機構部品）組立ての仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>○電子計算機組立工；パーソナルコンピュータ組立工；粒子加速装置組立工；エックス線装置組立工；放射線応用計器組立工；水中聴音装置組立工；電子顕微鏡組立工</u></p> <p>589 その他の電気機械器具組立・修理作業者 <u>電気冷蔵庫・アイロンなど小分類〔581～586〕に含まれない電気機械器具又はその部品の組立て・加工・修理の仕事に従事するものをいう。電気機械器具の試験・検査の仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、電気機械器具の材料の加工の仕事に従事するものは含まれない。</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p>○電気アイロン組立工；電気ストーブ製造工；電熱器製作工；電気炉製作工；扇風機組立工；冷凍機械修理工；電気冷蔵庫修理工；点火せん（栓）組立工；ペースト充てん（填）工；ペーストねっか（捏和）工；電極化成工；電気器具内部配線工；ソケット製造工；グリット検査工；ケーブル検査工；電気製品検査工；電気部品検査工；電気機械器具検査工；バッテリー（蓄電池）組立工 ×ペースト工〔529〕；はんだ付工〔559〕；木製セパレータ工〔669〕</p> <p style="text-align: center;">59 輸送機械組立・修理工</p> <p>自動車・自転車・航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械又はその部分品の、加工・組立て・修理の仕事に従事するものをいう。</p> <p>591 自動車組立作業</p> <p>自動車部品の手道具による組立て、自動車車体の成形（板金作業を除く）・組立て（溶接専門を除く）、自動車車台の組立（車台の材料加工を除く）作業、自動車にエンジン・電装品・計器類を据付・ぎ（艀）装する仕事に従事するものをいう。</p> <p>○自動車部品組立工；自動車（トラック）車台組立工；運転台組立工；荷台組立工；シャシー組立工（自動車）；車体（乗用車・バス）組立工；自動車配線工；自動車（乗用車）組立ガス溶接工；ブレーキ調整工；自動車エンジン取付工；自動車電装品取付工；自動車計器取付工；自動車ぎ装工 ×車台鉄骨曲げ工〔553〕；板金加工職〔554〕；自動車車台材料切断工〔559〕；ガス溶接工〔569〕；シャシー組立工（電気通信機器）〔582〕；自動車検査工〔599〕；タイヤ工〔692〕；自動車内張工〔721〕</p> <p>592 自動車整備作業</p> <p>自動車のエンジン・車体・シャシー・車体部品などの整備・修理の仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、内張関係の修理・塗装の塗り替え・ガラスの入替えの仕事に従事するものは含まれない。</p> <p>○自動車整備工；自動車シャシー整備工；自動車車体整備工；自動車エンジン整備工；自動車整備士；自動車電気装置整備士；自動車車体整備士；自動車タイヤ整備士；自動車修理工；自動車エンジン修理工；オートバイ修理工 ×板金加工職〔554〕；タイヤ修理工〔699〕；内張修理工〔721〕；自動車塗装工〔723〕；自動車ガラスはめ込工〔779〕</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p>593 航空機組立・整備作業者 <u>航空機機体の部品（エンジン・電装品・計器を除く）の組立て、完成された機体の各部分品・附属品の組立て・取付け、エンジン・電装品・計器類の取付けなどの総組立て、航空機のぎ（艀）装・修理・整備の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○航空機組立工；タンク組立工（航空機）；翼組立工；エンジン取付工（航空機）；プロペラ取付工（航空機）；機体組立工（航空機）；発動機修理工（航空機）；航空機ぎ装工；発動機ぎ装工；航空計器取付工；車輪組立工（航空機）；航空機修理工；航空整備士；航空工場整備士</u> <u>×エンジン組立工〔571〕；航空計器組立工〔601〕；内張修理工〔721〕；航空機配線工〔746〕</u></p> <p>594 鉄道車両組立・修理作業者 <u>鉄道・軌道の機関車・客貨車の車体・台車の組立修理、機械器具・電装品の取付け・取りはずしの仕事に従事するものをいう。</u> <u>○機関車組立工；電車組立工；車両鉄工；電車修理工；台車組立工（鉄道車両）；車体組立工（鉄道車両）；車両検修係；貨車組立修理工；シャシー組立鉄工（鉄道車両）；客貨車上回工・下回工；鉄道車両電装品取付工；サッシ・ドア取付工；パンタグラフ修理工；計器取付工；制動機取付工</u> <u>×製缶工〔553〕；鉄道車両配線工〔746〕；鉄道車両配管工〔776〕</u></p> <p>595 自転車組立・修理作業者 <u>完成部分品を用いて、自転車などの組立て・修理の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、自転車の部品の組立て又はタイヤ・チューブのパンクの修理に専ら従事するものは含まれない。</u> <u>○自転車組立工；自転車修理工；リヤカー組立工</u> <u>×自転車車輪組立工〔571〕；タイヤ修理工〔699〕</u></p> <p>596 船舶ぎ装作業者 <u>船用機械装置・煙突などの取付け・ぎ（艀）装の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○船舶・機関ぎ装工（船舶）；航海計器ぎ装工；外業木工（船舶）；金属取付工（船舶）；救命装置ぎ装工（船舶）；索具取付工（船舶）；船具取付工；船体ぎ装工；造船鉄機工</u> <u>×造船組立工〔553〕；索具工〔559〕；船大工〔665〕；船体塗装工〔723〕；</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>船舶配線工〔746〕</u></p> <p>599 その他の輸送機械組立・修理作業者 <u>小分類〔591～596〕に含まれない輸送用機械の組立て・検査・修理の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○航空工場検査員；自動車検査工；鉄道検車手；車両検査係；牽引車製造工；人力車組立工；そり組立工；試運転工；ロードテスタ；船舶上架工；船きよ（渠）工；船台大工；盤木大工；輸送機械検査工</u></p> <p>60 計量計測機器・光学機械器具組立・修理作業者 <u>計量計測機器・時計・光学機械器具の組立て・調整・修理、及びレンズ・ブリズムなどの研磨・調整・コーティング・組合せ・目盛りの仕事に従事するものをいう。</u></p> <p>601 計量計測機器組立・修理作業者 <u>電気計器・ガスメーター・水量メーターなどの計器類又はその部分品（光学利用を除く）の組立て・調整・修理の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○計器工；ガイガー計数管組立工；ガイガー測定器組立工；電気露出計組立工；電力計製造工；ガスメーター組立工；水量メーター組立工；気圧計組立工；心電計組立工；血圧計組立工；航空計器組立工；磁石組立工；ジャイロ計器組立工；ら針盤組立工；温度計組立工；寒暖計組立工；濃度計組立工；体温計製作工；はかり組立工；比色計組立工；巻尺組立工；ます組立工（金属）；計器調整工；度量衡修理工；ノギス組立工；マイクロメーター組立工</u> <u>×計量士〔209〕；電気時計組立工〔602〕；計器目盛工〔609〕；ガラス目盛工〔609〕；木製ます製造工〔664〕</u></p> <p>602 時計組立・修理作業者 <u>時計部品の組立て・調整、及び時計修理の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、時計の部品・附属品製造の仕事に従事するものは含まれない。</u> <u>○時計組立工；腕時計組立工；目覚時計組立工；クロノグラフ組立工；時計部品組立工；ストップウォッチ組立工；タイムレコーダー組立工；セルフタイマー製造工；メトロノーム製造工；時計調整工；時計修理工；時計側付工；時計ひげあわせ工；石入れ工（時計）；機械時計ムーブメント組立工；水晶時計組立・調整工；水晶時計外装組立工；水晶時計ムーブメント</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>組立工；電気時計組立工</u> <u>×ぜんまい製造工〔558〕；時計検査工〔609〕</u></p> <p>603 光学機械器具組立・修理作業者 <u>測光機・測距儀などの計測機、双眼鏡・望遠鏡・顕微鏡・写真機・映写機などの光学機械器具、及び電気計測器・工業計器の組立て・調整・修理の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、近視眼・遠視眼などの眼鏡を組立て・調整する仕事に従事するものは小分類〔609〕に、眼鏡つるを作る仕事に従事するものは小分類〔729〕に分類される。</u> <u>○顕微鏡組立工；映写機組立工；カメラ組立修理工；双眼鏡枠組立工；オペラグラス組立工；光学計器工；光学測定器組立工；照度計組立工；分光計組立工；テレビ撮影機組立工；写真機組立工；測高機組立工；測距儀組立工；測速機組立工；ねじ山測定機組立工；測量機械製造工；虫めがね組立工；望遠鏡製造工；偏光器仕上工；シャッター組立工；検眼鏡組立工；電気計測器組立工；工業計器組立工；レンズ調整工</u> <u>×レーダー組立工〔582〕；眼鏡つる製造工〔729〕</u></p> <p>604 レンズ研磨・調整作業者 <u>レンズ・プリズムの荒ざり・砂かけ・砂磨き・ふき（拭）上げ・心取りの仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、レンズ・プリズムのプレス成形作業に従事するものは小分類〔532〕に分類される。</u> <u>○光学レンズ工；光学レンズ研磨工；プリズム研磨工；レンズ研磨工；レンズ砂洗工；コンタクトレンズ研磨工；レンズ加工工；プリズム荒ざり工；砂かけ工（プリズム）；ふき上工（レンズ）；レンズ心出工；心取工（レンズ）；バルサム工</u></p> <p>609 その他の計量計測機器・光学機械器具組立・修理作業者 <u>小分類〔601～604〕に含まれない計量計測機器・時計・光学機械器具の組立て・検査・修理の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○光学機械検査工；計器検査工；時計検査工；レンズ検査工；計算尺組立工；銀付工；やに付工；フィルター組立工；皿造工；石こう（膏）はり付工（双眼鏡）；コーティング工；目盛工；ガラス目盛工；ガラス目盛墨入工；ガラス目盛腐しよく（蝕）工；計器目盛工；測定器目盛工；物指し目盛製作工；眼鏡師</u> <u>×金属目盛彫刻工〔555〕</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p style="text-align: center;">61 精穀・製粉・調味食品製造作業者</p> <p><u>精穀、製粉及び砂糖、味そ・しょう（醬）油、動植物油脂などの調味食品を製造する仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>ただし、製塩・アミノ酸液製造の仕事に従事するものは中分類〔52〕に分類される。</u></p> <p>611 精穀作業者</p> <p><u>玄米・玄麦などの穀類を精穀する仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>○精穀工；精米工；精米機運転工；精麦工</u></p> <p><u>×脱穀・調整人〔431〕</u></p> <p>612 製粉作業者</p> <p><u>穀粉・でん（澱）粉・コーンスターチを製造するため、製粉機・ふるい（篩）などの製粉装置を用いて、穀類・豆類・いも類などの粉砕・沈でん・水洗い・圧搾・ろ（濾）過・乾燥などの仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>○小麦製粉工；そば製粉工；米粉製造工；白玉粉製粉工；じょうしん粉製造工；さらしあん製粉工；でん粉製粉工；甘しょ（蒭）でん粉製造工；くず（葛）粉製造工；きな粉製造工；こんにゃく粉製造工</u></p> <p><u>×魚粉製造工〔627〕；粉わさび製造工〔629〕</u></p> <p>613 製糖作業者</p> <p><u>甘しょ（蔗）・てん（甜）菜から粗糖を製造、粗糖から精糖を精製、精糖から氷砂糖・角砂糖などを製造する仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>○含みつ糖製造工；粗糖製造工；精製糖製造工；液糖製造工；てん菜糖製造工；氷砂糖製造工；角砂糖製造工；炭素回収工（精糖）</u></p> <p><u>×袋詰工（包装）〔728〕；原料運搬員〔792〕；袋詰工（荷造）〔795〕</u></p> <p>614 味そ・しょう油製造作業者</p> <p><u>味そ・しょう（醬）油を製造するため、原料の受入検査・精選・計量・洗浄・浸せき・蒸熟・こうじ（麴）造り・食塩溶解・混合・仕込み・熟成・調整・こし（漉）機操作・汲出し・あげぶね（揚槽）・圧搾・火入れなどの仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>ただし、缶詰・瓶詰の仕事に専ら従事するものは小分類〔624〕に、たる詰の仕事に専ら従事するものは小分類〔629〕に分類される。</u></p> <p><u>○味そ製造工；しょう油製造工</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>×しょう油缶詰工〔624〕；缶詰工〔624〕；たる詰工〔629〕</u></p> <p>615 動植物油脂製造作業者 <u>動植物原料から動植物油脂を製造するため、圧搾（圧へん）・抽出・煮沸・蒸留・脱酸・脱色・脱臭などの仕事に従事するものをいう。動植物油脂を更に加工して、専らマーガリン・ショートニング・ラードの製造作業に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、缶詰・瓶詰の仕事に専ら従事するものは小分類〔624〕に分類される。</u> <u>○魚油製造工；肝油製造工；内臓油製造工；オリーブ油製造工；落花生油製造工；ひまし油製造工；綿実油製造工；木ろう製造工；ごま油製造工；菜種油製造工；こめ油製造工；あまに油製造工；きり油製造工；ひまわり油製造工；大豆油製造工；天ぷら油製造工；サラダ油製造工；マーガリン製造工；ショートニング製造工；ラード製造工；精製工（動植物油脂）；搾油工（動植物油脂）；抽油工（動植物油脂）；脱酸工（動植物油脂）；脱色工（動植物油脂）；脱臭工（動植物油脂）</u> <u>×しょう（樟）脳油製造工〔521〕；硬化油製造オペレーター〔524〕；脂肪酸製造オペレーター〔524〕；石けん製造オペレーター〔524〕；缶詰工〔624〕；瓶詰工〔624〕</u></p> <p>62 食料品製造作業者（精穀・製粉・調味食品製造作業者を除く） <u>めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ（麩）・乳・乳製品・肉製品の製造、缶詰・瓶詰などの保存食料品の製造、水産物の処理加工の仕事など、中分類〔61〕に含まれない仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、農耕・漁労作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔43又は45〕に、製塩・アミノ酸液製造の仕事に従事するものは中分類〔52〕に、と（屠）殺の仕事に従事するものは中分類〔72〕に分類される。</u></p> <p>621 めん類製造作業者 <u>うどん・そば・中華そば・はるさめ・マカロニ・スパゲッティ・ワンタンの皮・シューマイの皮などのめん類の製造の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、飲食店で、めん類の調理の仕事に従事するものは小分類〔361〕に分類される。</u> <u>○うどん製造工；乾めん製造工；生めん製造工；ゆでめん製造工；きしめん製造工；そうめん製造工；そば製造工；マカロニ製造工；スパゲッティ</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>製造工；ワントンの皮製造工；シューマイの皮製造工；製めん機工；うどん釜ゆで工；めん類乾燥工</u> <u>×調理師〔361〕；めん類結束工〔728〕</u></p> <p>622 パン・菓子製造作業者 <u>パン・洋菓子・和菓子・キャンデー・あめ類を製造するため、原料の計量・ミキシング・生地づくりなどの仕込み作業、成形・焼成・かま（窯）操作・仕上衣かけ・スライス・冷却・切断などの仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、菓子パンに詰めるクリーム・ジャムなどの製造作業のみに従事するものは含まれない。</u> <u>○食パン製造工；ビスケット製造工；ウエファース製造工；クッキー製造工；菓子パン製造工；クラッカー製造工；ベーカー；和生菓子司；上物職人（和生菓子）；ようかん製造工；もなか製造工；もち（餅）菓子職；まんじゅう職；どら焼職；石ごろも製造工；甘納豆加工工；いり豆製造工；今川焼職；キャラメル製造工；ドロップ製造工；あめ菓子製造工；チョコレート製造工；乾パン製造工；油菓子製造工；ドーナツ製造工；ポーロ製造工；パン仕込工；パン原料混合工；はっ（酏）酵工；ういろ職；せんべい職；うるちせんべい製造職；せんべい味付工；干菓子職；らくがん製造職；おこし製造職；おのろけ豆製造工；落花生加工工；もなかの皮製造工；チューインガム製造工；綿菓子製造工；ヌガー製造工；あめ原料調合工；焼成工（パン・菓子）；パン焼工；衣かけ工；製菓衛生師（パン・洋菓子・和菓子・キャンデー・あめ類）；あられ製造職；朝日豆製造職；回転焼職；だんご焼職；大福もち製造職；あん製造工；ぶんたん漬職；菓子砂糖漬物製造工；あめ原料仕込工；さらしあめ切断工</u> <u>×クリーム製造工〔625〕；アイスクャンデー製造工〔629〕；ジャム製造工〔629〕</u></p> <p>623 豆腐・こんにやく・ふ製造作業者 <u>豆腐・湯葉・こんにやく・ふ（麸）などの農産加工品の製造作業に従事するものをいう。</u> <u>○豆腐製造工；焼豆腐製造工；高野豆腐（しみ豆腐）製造工；油揚製造工；なまあげ製造工；がんもどき製造工；湯葉製造工；こんにやく製造工；しらたき製造工；ふ製造工</u> <u>×豆腐呼売人〔325〕；寒天製造工〔627〕；ところてん製造工〔627〕</u></p> <p>624 缶詰・瓶詰・レトルト食品製造作業者</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>缶詰・瓶詰・レトルト食品製造のための調理、調理された食品の缶詰・瓶詰・袋詰・調味液の注入・密封・加熱殺菌・冷却などの仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>ただし、飲料品・乳製品・乾燥食品・粉末食品の缶詰・瓶詰の仕事に従事するものはそれぞれの飲食料品の製造作業者に分類される。</u></p> <p><u>○缶詰材料調理工；水産缶詰製造工；畜産缶詰製造工；野菜缶詰製造工；果実缶詰製造工；食品瓶詰製造工；加熱殺菌工；調味液工；密封工；袋詰工（調理食品）</u></p> <p><u>×袋詰工（包装）〔728〕；袋詰工（荷造）〔795〕</u></p> <p>625 乳・乳製品製造作業者</p> <p><u>飲用乳・粉乳・練乳・バター・チーズなどの乳製品を製造するため、ミルク容器の殺菌洗浄・原乳の清浄化・均質化・殺菌・荒煮・濃縮・噴霧・冷却・予温・クリーム分離・クリーム殺菌・クリームはっ（醗）酵・かくはん（攪拌）・加塩練圧・加温・菌培養・薬品添加・凝固脱水・はっ（醗）酵・型詰圧搾・熟成などの仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>○飲用乳製造工；粉乳製造工；練乳製造工；コンデンスミルク製造工；バター製造工；チーズ製造工；クリーム製造工；ミルク処理工；はっ（醗）酵乳製造工；乳飲料製造工；殺菌工（乳製品製造）</u></p> <p><u>×マーガリン製造工〔615〕；アイスクリーム製造工〔629〕；ピーナッツバター製造工〔629〕</u></p> <p>626 食肉加工品製造作業者</p> <p><u>鳥獣肉のつくだ（佃）煮・くん（燻）製・塩漬・ハム・ベーコン・ソーセージなどの製造作業に従事するものをいう。</u></p> <p><u>ただし、缶詰・瓶詰食品、例えば、牛肉缶詰などの製造及び魚肉製品の製造作業に従事するものは含まれない。</u></p> <p><u>○鳥獣肉漬工；味そ漬肉製造工；つくだ煮製造工（鳥獣肉）；かす（粕）漬肉製造工；かす（粕）漬製造工（鳥獣肉）；くん製製造工（鳥獣肉）；塩漬工（鳥獣肉）；ハム製造工（鳥獣肉）；ベーコン製造工（鳥獣肉）；ソーセージ製造工（鳥獣肉）；腸詰工（鳥獣肉）</u></p> <p><u>×野菜缶詰製造工〔624〕；魚肉ハム・ソーセージ製造工〔627〕</u></p> <p>627 水産物加工作業者</p> <p><u>魚・貝・も（藻）類の洗浄・調理・乾燥の作業、くん（燻）製作業、水産物の漬物作業、水産ねり（煉）物を製造するため、原料の選別・調理・洗浄・魚肉採取・水さらし・かくはん（攪拌）・らいかい（播漬）・板つけ・</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>成形・蒸し・焼き・揚げの仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、缶詰・瓶詰食品、例えば、魚肉缶詰などの製造、水産物の採捕に従事しながらその延長作業として天日乾燥・煮干しなどの簡単な加工作業に従事するものは含まれない。</u> <u>○水産物塩蔵工；塩辛製造工；水産物かす（粕）漬製造工；水産物くん製加工工；ねりうに（雲丹）工；水産物つくだ（佃）煮製造工；かつおぶし製造工；からすみ工；水産ねり物製造工；かまぼこ製造工；とろろこんぶ製造工；わかめ乾燥工；ひじき乾燥工；桜えび（海老）加工工；水産物ふりかけ製造工；でんぶ加工工；魚粉製造工；干しこんぶ製造工；魚肉ハム・ソーセージ製造工；さつま揚げ製造工；煮干し工；干物製造工；するめ加工工；のり（海苔）製造工；干しこんぶ加工工；寒天製造工；ところてん製造工；干しかずのご製造工；竹輪製造工；はんぺん製造工</u> <u>×網子（海面）〔451〕；水産缶詰製造工〔624〕；製氷工（氷室作業者）〔729〕</u></p> <p>629 その他の食料品製造作業者 <u>野菜漬物製造、食料品検査など小分類〔611～627〕に含まれない食料品製造の仕事に従事するものをいう。食料品製造（飲料を含む）の工程において専ら酵母培養・開俵・たる詰・検瓶・検缶の仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、飲食店において、専らその場で飲食する客に提供する食材に使用する目的で天ぷら・コロッケなどの製造作業に従事するものは小分類〔361〕に分類される。</u> <u>○食酢製造工；ソース製造工；ケチャップ製造工；マヨネーズ製造工；パン粉製造工；生酢精製工；酵母培養工；イースト培養工；オブラート製造工；たる詰工；打検工；開俵工；麦芽工；種こうじ工（酒・味そ・しょう（醬）油製造を除く）；種こうじ培養工（酒・味そ・しょう（醬）油製造のこうじ造り工を除く）；薬味製造工；こしょう製造工；カレー粉製造工；七色唐がらし製造工；からし製造工；西洋からし製造工；粉わさび製造工；ピーナッツバター製造工；アイスクリーム製造工；アイスキャンデー製造工；天ぷら揚げ職人（飲食店以外）；コロッケ製造人（飲食店以外）；梅干し漬工；千枚漬工；たくあん（沢庵）漬工；福神漬工；らっきょう漬工；シュウマイ製造人（飲食店以外）；即席ラーメン製造工（製めんを除く）；乾燥野菜製造工；コーヒーひき工；もやし製造工（工場生産）；たいみそ製造工；納豆製造工；水あめ製造工；ころ柿製造工；食用ゼラチン工；酒かす（粕）漬工（野菜）；塩漬工（野菜）；酢漬工（野菜）；味そ漬工（野菜）；しょうが漬物工；ジャム製造工；ぬか漬工；奈良漬製造工；わさび漬製造工；検瓶工（瓶詰食品・飲料製造）</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>×調理師〔361〕；無塩しょう（醬）油製造工〔521〕；検瓶工（ガラス瓶製造）〔539〕；マーガリン製造工〔615〕；あん製造工〔622〕；菓子砂糖漬物製造工〔622〕；クリーム製造工〔625〕；鳥獣肉漬工〔626〕；寒天製造工〔627〕；ところてん製造工〔627〕；水産物かす（粕）漬製造工〔627〕；製氷工（氷室作業者）〔729〕；と畜作業員〔729〕；検瓶工（再生資源回収）〔809〕</u></p> <p style="text-align: center;">63 飲料・たばこ製造作業者</p> <p><u>清涼飲料・し好飲料・たばこの製造作業に従事するものをいう。</u> ただし、農耕作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類〔43〕に分類される。</p> <p>631 製茶作業者</p> <p><u>緑茶などを製造するため、茶生葉の蒸し、粗じゅう（揉）・じゅうねん（揉捻）・発酵・乾燥など荒茶の製造の仕事、ふるいわけ・切断・火入れ・選別・ごうぐみなどの仕上茶製造の仕事に従事するものをいう。まっ（抹）茶の製造作業、ほう（焙）じなどに従事するものも含まれる。</u> <u>○緑茶製造工；せん茶製造工；玉露製造工；まっ茶製造工；番茶製造工；いり（炒）茶製造工；紅茶製造工；ウーロン茶製造工；荒茶製造工；粉末茶製造工</u> <u>×麦茶製造工〔639〕；こぶ茶製造工〔639〕；はぶ茶製造工〔639〕；はま茶製造工〔639〕</u></p> <p>632 清酒製造作業者</p> <p><u>清酒製造のため、洗米・浸漬・蒸米・こうじ（麹）造り・酒母造り・もろみ（醪）造り・さけしぼり（圧搾）・おり（滓）引・ろ（濾）過・火入れ・貯酒などの仕事に従事するものをいう。</u> ただし、清酒の製造工程中、缶詰・瓶詰の仕事に専ら従事するものは小分類〔624〕に、開俵・酵母培養・たる詰・検瓶の仕事に専ら従事するものは小分類〔629〕に分類される。 <u>○清酒醸造工；杜氏（とうじ）；清酒もろみ造り主任；清酒こうじ造り主任；酒母造り主任；清酒製造作業員</u> <u>×瓶詰工〔624〕；たる詰工〔629〕；酵母培養工〔629〕；検瓶工（瓶詰食品・飲料）〔629〕；開俵工〔629〕；合成酒製造工〔633〕；ボイラー・オペレーター〔731〕；選瓶工〔809〕；洗瓶工〔809〕</u></p> <p>633 酒類製造作業者（清酒を除く）</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>ビール醸造のため、大麦の浸麦・発芽・乾燥・粉碎・仕込み・はっ（醗）酵・貯酒・ろ（濾）過の仕事、ぶどう酒・りんご酒などの果実酒製造のため、選果・粉碎・清澄・転向・殺菌・計量・圧搾・はっ（醗）酵・貯酒・混合などの仕事、蒸留酒・混成酒製造のため、原料の蒸煮・こうじ（麹）造り、糖化・乳酸はっ（醗）酵・酒母造り・はっ（醗）酵・もろみ（醗）蒸留・原料アルコールへの加水・アルコール精製・仕込み・ろ（濾）過・貯酒などの仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>ただし、ビール・ぶどう酒などの製造工程中、缶詰・瓶詰の仕事に専ら従事するものは小分類〔624〕に、開俵・酵母培養・たる詰・検瓶の仕事に専ら従事するものは小分類〔629〕に、選瓶・洗瓶・たる洗いの仕事に専ら従事するものは小分類〔809〕に分類される。</u></p> <p><u>○ビール醸造工；果実酒製造工；ぶどう酒製造工；りんご酒製造工；みかん酒製造工；洋酒製造工；蒸留酒製造工；焼酎製造工；ウイスキー製造工；ブランデー製造工；混成酒製造工；合成酒製造工；白酒製造工；みりん製造工；ワイン製造工；泡盛製造工；梅酒製造工</u></p> <p><u>×瓶詰工〔624〕；検瓶工（瓶詰食品・飲料製造）〔629〕；たる詰工〔629〕；開俵工〔629〕；酵母培養工〔629〕；清酒醸造工〔632〕；選瓶工〔809〕；洗瓶工〔809〕</u></p> <p>634 清涼飲料製造作業者</p> <p><u>原料の溶解・抽出・煮湯・冷却・ろ（濾）過・分離・調合・注入・殺菌などをして、ジュース・サイダー・コーラ・コーヒー飲料・ミネラルウォーター・茶系飲料などの清涼飲料・嗜好飲料を製造する仕事に従事するものをいう。粉末飲料製造工も含まれる。</u></p> <p><u>ただし、検瓶の仕事に従事するものは小分類〔629〕に分類される。</u></p> <p><u>○ジュース製造工；サイダー製造工；コーラ製造工；コーヒー飲料製造工；ミネラルウォーター製造工；茶系飲料製造工；シロップ製造工；ラムネ製造工；炭酸水製造工；粉末飲料製造工；炭酸飲料製造工</u></p> <p><u>×瓶詰工〔624〕；検瓶工（瓶詰食品・飲料）〔629〕；打検工〔629〕；洗瓶工〔809〕</u></p> <p>635 たばこ製造作業者</p> <p><u>たばこ製造のため、葉たばこ原料を処理し、ケースに詰める作業、ケース詰原料の調和・加香・裁刻・乾燥・巻上機操作・包装機操作などの仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>ただし、たばこの検査の仕事に専ら従事するものは小分類〔639〕に分類される。</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>○たばこ原料処理工；たばこ原料加工工；製品たばこ製造工</u> <u>×たばこ巻取検査工〔639〕</u></p> <p>639 その他の飲料・たばこ製造作業者 飲料・たばこの検査など小分類〔631～635〕に含まれない飲料・たばこの製造作業に従事するものをいう。 <u>○麦茶製造工；こぶ茶製造工；はぶ茶製造工；はま茶製造工；たばこ巻取検査工</u></p> <p style="text-align: center;">64 紡織作業者</p> <p>糸の製造及び織布・編物・編レース・網・網・フェルトなどの製造・漂白・精練・染色の仕事に従事するものをいう。 ただし、化学繊維の製造・紡織作業に従事するものは中分類〔52〕に分類される。</p> <p>641 粗紡・精紡作業者 綿・毛・紡毛・麻・化学繊維（短繊維）の紡績工程中、原繊維の混合・打綿・打毛・りゅう（梳）毛・練条の作業及び始紡・練紡・精紡などの紡糸作業に従事するものをいう。台持・玉揚の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、管の運搬作業のみに従事するものは小分類〔649〕に分類される。 <u>○紡績工；混打綿工；せつりゅう（櫛梳）工；練条工；粗紡工；精紡工；ガラ紡工</u> <u>×紡糸工（化学繊維）〔523〕</u></p> <p>642 合糸・ねん糸・加工糸作業者 合糸機を用いて単糸又は糸を合わせて軽くよりをかける仕事、ねん（撚）糸機を用いてねん糸を作る仕事、及び化学繊維の加工糸を作る仕事に従事するものをいう。 ただし、管の運搬作業のみに従事するものは小分類〔649〕に分類される。 <u>○合糸工；ねん（撚）糸工；加工糸工</u></p> <p>643 織機準備作業者 たて（経）糸を巻いた糸巻枠にかけ、糸を整経ビームに巻き、又は整経ビームからちきり（膝）に巻き取る仕事、ビームに巻かれたたて（経）糸をそうこう（綜統）に引通し、織機のおさ（箆）に通す仕事、及びたて（経）</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>継ぎし、紋型板を取り付け、織機の具合を調整する仕事に従事するものをいう。</u> ○織機準備工；整経工（織機準備）；はた（機）ごしらえ工</p> <p>644 織布作業者 <u>広幅織布・小幅織物・帯地・はかま（袴）地・ネクタイ地・帆布地・ホース地・敷物・細幅織物などを製造するため、織機を用いて布を織る仕事に従事するものをいう。</u> ○製布工；織工；手織工；平織工；あや（綾）織工；麻織工；絹織工；織機台持工；パイル織工；ブロード織工；シール織工；じゅうたん織工；毛布織工；マフラー織工；だん（緞）通工；織フェルト工；帯地織工；どん（緞）子織物工；べっちん織物工；ピロード織物工；ガラス繊維織物工；ウール地織物工；テープリボン織物工</p> <p>645 漂白・精練作業者 <u>天然・化学合成繊維のわた（綿）・糸・織編物に含まれる不純物の除去を行い、次工程の染色・捺染等への準備作業及び漂白製品としての機能や感性を付与する仕上加工の仕事に従事するものをいう。</u> ○精練・漂白工（紡織）；漂白仕上工 ×湯通し工〔356〕；精練工（化学繊維）〔523〕；毛皮漂白工〔701〕</p> <p>646 染色・仕上作業者 <u>天然・化学合成繊維のわた（綿）・糸・織編物に染色（無地染）捺染を行う着色作業及び着色された織編物に求められる機能や感性を付与する仕上作業に従事するものをいう。</u> <u>ただし、布地の接続・乾燥・整理、及び紙・革・草・つる（蔓）などの染色の仕事に従事するものは含まれない。</u> ○染物師；染色工；なつ染工；調色工；水洗工（紡織染色）；仕上工（紡織）；あい（藍）染工（紡織）；プリント工（紡織）；手なつ染工（紡織）；布なつ染工；絞染工（紡織）；友禅染工 ×い（藍）染工〔667〕；紙染工〔673〕；革染工〔701〕</p> <p>647 編物・編立作業者 <u>編機又は編棒を用いた編物（編レースを含む）、ニット編立機・靴下編機などを用いたニット生地、靴下などの編立をする仕事に従事するものをいう。編立生地の修理に従事するものも含まれる。</u> ○整経工（編物・網立）；手編工；レース編工（リバーレース・トリコット</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p>編工を含む)；毛糸帽子編立工；手編ネット工；丸編工；台丸編工；たて(経)編工；横編工；靴下編立工；作業手袋編立工；ニット生地修理工 ×組ひも編工〔648〕</p> <p>648 網・網製造作業者（繊維製） <u>網・網・縄・ひもをより・編む仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、針金、わら、紙などを、より・編む仕事に従事するものは含まれない。</u> <u>○縄ない（縄）工；真田ひも工；組ひも編工；麻ロープ製造工；マニラロープ製造工；合成繊維ロープ製造工；製網工；ネット製造工；ヘヤーネット製造工（人毛を除く）；ハンモック製造工</u> <u>×ワイヤーロープ製造工〔558〕；金網編工〔558〕；紙ひも工〔675〕；人毛網工〔729〕</u></p> <p>649 その他の紡織作業者 <u>製糸工程における選繭・煮繭・配繭・粹湿し、製糸の検査及び紡織工程における糸巻き、織布工程における起毛・せん（剪）毛、キルティング生地の製造、紡織製品の検査など小分類〔641～648〕に含まれない製糸・紡織の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○選繭工；煮繭工；配繭工；ガーネット工；せん毛工；繰糸工；生糸検査工；検査工（製糸）；検定工（製糸）；検量工（製糸）；結束工（製糸）；揚返工；かせ取工；洗毛工；煮麻工；ラップ運搬工；管運搬工；ケーキ運搬工；ケーキ取付工；コップ蒸し工；よこ（緯）つぎ工；きず取工；節取工；コーン巻工；毛焼工；ヤール掛工；縮じゅう（絨）工；布巻取工；機械折たたみ工；製綿工；ふとん綿打直し工；タフテッド工；フック工；脱脂綿製造工；フェルト電着工；紡織検査工；織布検査工；擬革製造工；リノリウム製造工；油布製造工；塗料調製工（紡織）；塗布工（油布）；起毛工；ガス焼工（綿布）；キルティング生地製造工；フェルト製造工；不織布製造工</u> <u>×紡績機械保全工〔572〕；染物師〔646〕；組ひも編工〔648〕；擬革紙製造工〔673〕；紙綿製造工〔679〕；定期掃除工（紡績）〔809〕</u></p> <p>65 衣服・繊維製品製造作業者 <u>布地（ニット生地を含む）・真田ひもなどを裁断・加工・縫製などして衣服・帽子・その他類似の製品を製造する仕事に従事するものをいう。なめしかわ・毛皮製の被服を裁断・縫製する仕事に従事するものも含まれる。</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>ただし、袋物の製作作業に従事するものは中分類〔71〕に分類される。</u></p> <p>651 成人女子・子供服仕立作業者 <u>成人女子・子供服を仕立又は修理するため、意匠考案・採寸・型紙作り・型入れ・裁断・縫製などの仕事に、主として一貫して従事するものをいう。</u> <u>ただし、和服の仕立作業に従事するものは小分類〔653〕に分類される。</u> <u>○婦人服仕立工；子供服仕立工；洋裁工；洋裁師；洋裁見習工；仮縫工（婦人服）×服飾デザイナー〔184〕；和服仕立工〔653〕；織布ミシン工〔655〕；裁断工〔656〕</u></p> <p>652 成人男子服仕立作業者 <u>成人男子服を仕立又は修理するため、意匠考案・採寸・型紙作り・型入れ・裁断・縫製などの仕事に、主として一貫して従事するものをいう。</u> <u>○洋服工；仮縫工（洋服）；洋服裁縫師；紳士服仕立工；男子服仕立見習工×服飾デザイナー〔184〕；織布ミシン工〔655〕；裁断工〔656〕</u></p> <p>653 和服仕立作業者 <u>長着・羽織・じゅばん（襦袢）・帯・はかま（袴）・コート・歌舞き（伎）衣装・能衣装・けさ（法衣）などの縫製の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○和裁工；和服仕立工；羽織仕立工；和式下着裁縫工；帯仕立工；はかま仕立工；能衣装仕立工；けさ（法衣）仕立工；肩掛仕立工；和服修理工×ふとん綿入工〔659〕；寝具仕立工〔659〕；ふとん手縫仕立工〔659〕</u></p> <p>654 刺しゅう作業者 <u>手道具又は機械で布地に刺しゅうする仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、レース編みの仕事に従事するものは小分類〔647〕に分類される。</u> <u>○手刺しゅう工；機械刺しゅう工；ミシン刺しゅう工；アップリケ刺しゅう工；レース刺しゅう工；美術刺しゅう工；手袋刺しゅう工</u> <u>×レース編工（リバーレース・トリコット編工を含む）〔647〕；タフテッド工〔649〕；フック工〔649〕</u></p> <p>655 ミシン縫製作業者 <u>ミシンを用いて布地の接続・穴かがり・ボタン付け・縁かがりなどの縫製作業に従事するものをいう。</u> <u>○布はくミシン工；運動靴ミシン縫製工；ニット縫製工；学生服縫製工；雑きん（巾）縫製工；シャツ縫製工；足袋縫製工；カーテン製造工；シーツ製造工；スカーフ製造工；ワイシャツ製造工；ボタン付工（ミシンによ</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>るもの）；縁かがり工；織布ミシン工；洋服ミシン工；帽子ミシン工；洋傘ミシン工；キルティング製品縫製工</u> <u>×ミシン刺しゅう工〔654〕；ボタン付工（ミシンによるものを除く）〔659〕；セメント袋ミシン工〔674〕；高周波ミシン工〔693〕</u></p> <p>656 裁断作業者 <u>衣服・繊維製品を製造するための布地の型入れ・裁断の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○裁断工（衣服・繊維製品）；布地裁断師；足袋裁断工；洋服裁断師；ほう（庖）裁工；大裁工；カラー裁断工</u> <u>×毛皮裁断工〔659〕；紙切断工〔679〕；パタンナー〔726〕</u></p> <p>659 その他の衣服・繊維製品製造作業者 <u>なめし革・毛皮製の被服の仕立、裁断・縫製関係の検査など小分類〔651～656〕に含まれない織物製品製造の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、布地の裁断、ミシンによる縫製のみに従事するものは含まれない。</u> <u>○毛皮裁断工；毛皮仕立工；革製衣服製造工；革ジャンパー仕立工；靴下検査工；布手袋製造工；鼻緒製造工；パフ製造工；衣料仕上工；プレス仕上工；かけはぎ職；さし工；ボタン付工（ミシンによるものを除く）；洋服ボタン付工（ミシンによるものを除く）；ふとん綿入工；リボン製造工；ふとん手縫仕立工；寝具仕立工；帆製造工；天幕製造工；繊維製品検査工；郵袋製造工；ほろ製造工；帽子製造工；学帽製造工；野球帽製造工</u> <u>×毛糸帽子編立工〔647〕；ボタン付工（ミシンによるもの）〔655〕；洋服ミシン工〔655〕；布地裁断師〔656〕；高周波ミシン工〔693〕；靴製造工〔702〕；靴修理工〔702〕；革鼻緒製造工〔709〕；革手袋縫製工〔709〕；袋物製造工〔711〕</u></p> <p>66 木・竹・草・つる製品製造作業者 <u>板・角材などを製材する仕事、木材チップ・合板を製造する仕事、木・竹・草・つる及びこれらの類似品を材料として加工し、各種の製品を製造する仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、木製がん具の製作は中分類〔71〕に、いすなどの内張り、掛物・ふすまなどの表装の仕事に従事するものは中分類〔72〕に分類される。</u></p> <p>661 製材・チップ製造作業者</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p>機械のこ（鋸）を用いて原木（丸太など）から建築用・家具用・梱包用などの角材・割材・板材を木取りする仕事、荷造木箱の側板・底板・がい（蓋）板の切削の仕事並びに木材チップを製造するため、原木の皮はぎ・切削及び木材チップの選別の仕事に従事するものをいう。</p> <p>○木箱製材工；板割角製材工；床柱製作工；のこ（鋸）機械工；チップパー工；木取工（製材）；ハンドル工（製材）；帯のこ運転工（製材）；チップ選別工；丸のこ運転工（製材）；フローリング工（製材）；ロールバンド工（製材）；銘木工（製材）；銘板工（製材）</p> <p>×造材作業 [442]；皮はぎ作業（造材） [442]；きこり [442]；荷造木箱製造工 [669]；製材整理人 [669]；木材乾燥工 [669]；蒸解工（製紙原料） [671]</p> <p>662 合板作業</p> <p>原木から単板（ベニヤ）の製作・乾燥、接着剤の調整、単板ののり（糊）着け・はり（貼）合せ・圧着・乾燥・仕上、及び紙以外の繊維板・パーティクルボード製作の仕事に従事するものをいう。</p> <p>○単板製作工；ベニヤ（単板）工；薄板切断工；合板接着工；プレス工（合板）；合板裁断工；特殊合板工</p> <p>×合板選別工 [669]；紙テックス製造工 [673]</p> <p>663 木工、木彫作業</p> <p>手道具又は木工旋盤・木工フライス盤・かんな（鉋）盤・ほぞ穴盤・ろくろなどの木工用品加工機械を用いた木材の切削加工並びに鋳物用木型、帽子・靴・菓子などの木型及び木製模型の製作作業に従事するもの並びに木材料に文字・絵・像などを彫り刻む仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、のこぎり（鋸）のみを使用する作業に従事するものは小分類 [661] に分類される。</p> <p>○機械ブレカット工；機械木工；かんな機木工；割ばし（箸）木工；しゃくし（杓子）木工；木工旋盤工；木工フライス盤工；ほぞ穴あけ工；プレーナー工（木材）；木彫刻師；ろくろ工；木製ろくろ工；くりもの工；フローリング工（製材を除く）；人形彫師；木版製作工；木管製造工；玉台修理工；木型工；工作木型工；木型旋盤工；木型大工；靴木型製作工；鋳型模型工；鋳物木型工；将棋彫駒製作工</p> <p>×彫刻家 [181]；陶磁器ろくろ工 [535]；金属彫刻工 [555]；印判師 [717]；車両現図工 [727]；型枠大工 [761]</p> <p>664 木製家具・建具製造作業</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p>小箱・たんす（箆笥）・鏡台・火鉢・机・いす・針箱などの指物・家具又は戸・障子などの建具を作るため、木工用道具又は木工機械を用いて木材の加工・組立ての仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、金属・とう（籐）・き（杞）柳の家具を作る仕事に従事するものは含まれない。</p> <p>○鏡台製造工；額縁製造工；神棚製造工；障子製造工；机製造工；いす製造工；ふすま骨製造人；木工機械加工工（家具）；オルガンばこ（函）製造工；木製ます製造工；人形ケース製造工（木製）；指物大工；家具大工；洋家具製造工；木製寝台製造工；建具工；家具組立工；金具付工（家具）；モザイク工；たんす仕上工；家具修理工；家具製造工</p> <p>×金属製家具製造工〔559〕；機械木工〔663〕；とう（籐）・き（杞）柳製家具製造工〔667〕；曲物製造工〔669〕；いす張り工〔721〕；家具塗装工（漆を除く）〔723〕</p> <p>665 船大工</p> <p>設計図により現図を展開し、木工用加工機械又は手道具を用いて木材を切削加工し、和船・ボート・ヨットなどの木船の組立て・修理・水止めの仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、現図展開の仕事に専ら従事するものは小分類〔727〕に、用材の切削加工の仕事に専ら従事するものは小分類〔663〕に分類される。</p> <p>○船大工；船匠；川船大工；小型船舶大工；ヨット製造工；ボート製造工；船体組立木工；木船水止工；木船修理工</p> <p>×船台大工〔599〕；現図工〔727〕</p> <p>666 竹細工作業者</p> <p>竹製品を作成するため、竹材の加工・編み・組みなどの仕事に従事するものをいう。</p> <p>○扇骨師；うちわ骨師；ちょうちん骨製造工；和傘竹骨製造工；竹すだれ製造工；ざる製造工；竹ぐし（串）製造工；竹ぼうき製造工；毛糸手編棒製造工；つりざお製造工；虫かご製造工；ささら製造工；しんし（伸子）製造人；蚕具製造工（竹製）；熊手製作工；筆軸製作工；竹いす製造工；竹製鳥かご製造工；竹たが製造工；竹材染工；かご編工；果物かご仕上工；茶せん製造工</p> <p>×和傘製造工〔713〕；ちょうちんはり工〔713〕；うちわはり工〔713〕</p> <p>667 草・つる製品製造作業者</p> <p>草・茅・つる（蔓）の製品を作成するため、材料の加工・編み・組みな</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>どの仕事に従事するもの及びとう（籐）製品又はき（杞）柳製品を製作する仕事に従事するものをいう。</u></p> <p>○炭俵製造工；畳床製造工；わらぞうり作り；パナマ帽体工；とう（籐）・き（杞）柳製家具製造工；き（杞）柳行李製造工；麦わら帽体工；しだ加工工；あけび加工工；い（藺）草加工工；い（藺）染工；いす（とう製）製造工；安楽いす（とう製）製造工；畳表製造工；ござ織職；角マット製造工；座敷ぼうき製造工（草製）</p> <p>×蚕具製造工（竹製）〔666〕</p> <p>669 その他の木・竹・草・つる製品製造作業者</p> <p><u>荷車・牛・馬車の製造、防腐・耐火・防虫などのための木材の薬品処理、木・竹・草・つる製品の検査など小分類〔661～667〕に含まれない木・竹・草・つる製品を製造する仕事に従事するものをいう。</u></p> <p>○木材防腐工；木材耐火処理工；丸太検査工；木型検査工；木材検査工；小羽割工；木材乾燥工；木材見積人；製材整理人；げた製造工；木製サンダル製造工；げた材木取工；げた木地加工工；経木細工工；い（藺）草選別工；木製セパレータ工；合板選別工；木箱製造工；板箱製造工；折箱製造工；木毛製造工；セロファン木毛製造工；コルク製造工；洋服掛製造工；なべぶた（鍋蓋）製造工；木ぐし（櫛）製造工；ベン軸製造工；げた台成形工；鼻緒立工；野球バット製造工（木製）；羽子板製造工（押絵羽子板を除く）；碁・将棋盤製作者；マッチ軸木工；荷造木箱製造工；皮はぎ工（製材業）；たらい製造工；曲物製造工；ひ（檜）物製造工；木製おけ製造工；たる工；ビールだる製造工；漬物だる製造工；三宝製造工；味そだる製造工</p> <p>×割ばし（箸）木工〔663〕；サンダル（プラスチック）製造工〔693〕；押絵羽子板製造工〔712〕；げた台まき絵付工〔715〕；げた台塗装工〔723〕</p> <p>67 パルプ・紙・紙製品製造作業者</p> <p><u>木材・木材チップ・古紙などからパルプを製造、パルプ・その他の繊維から紙・板紙を製造、紙・板紙加工製品を製造する仕事に従事するものをいう。</u></p> <p>671 パルプ・紙料製造作業者</p> <p><u>原料木材の蒸解・精選・こう（叩）解・薬品の調合、パルプ抄造機の運転・調整、紙製造における製紙原料（パルプ・古紙・ぼろなど）の打こう（叩）・混合・切断・脱色の仕事に従事するものをいう。</u></p> <p>○パルプ工（製紙）；蒸解工（製紙原料）；溶解工（製紙原料）；漂白工（製</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>紙）；調葉工（製紙）；調整工（製紙原料）；パルプすき取工；古紙精選工</u> <u>×チップ選別工〔661〕</u></p> <p>672 紙すき作業者 抄紙機械を運転、操作し、又は手すき道具を用いて、各種の紙をすく仕事に従事するもの、並びに調整及び紙の乾燥の仕事に従事するものをいう。 <u>○製紙工；抄造工；仕上工（スーパー工・ワインダ工）（製紙）；アート・コート原紙すき工；紙手すき工；手すき和紙工</u> <u>×紙切断工〔679〕</u></p> <p>673 加工紙製造作業者 <u>バルガナイズドファイバー・ターポリン紙・油紙・防水紙・段ボールシートなどの加工の製造作業に従事するものをいう。</u> ただし、感光紙原紙・感圧紙原紙などに感光・感圧材料を塗布する仕事に従事するものは小分類〔529〕に分類される。 <u>○塗工紙製造工；ビスコース塗工紙製造工；色紙製造工；紙染工；硫酸紙製造工；ろう（蠟）紙製造工；油紙製造工；合成樹脂浸透紙製造工；バルガナイズドファイバー製造工；渋紙製造工；擬革紙製造工；パラフィン紙製造工；合成樹脂塗工紙製造工；アートコート紙製造工；酢酸紙製造工；耐酸紙製造工；温床紙製造工；積層加工紙製造工；ターポリン紙製造工；合成樹脂ラミネート紙製造工；金属はく（箔）ラミネート紙製造工；防水包装紙製造工；ルーフィング製造工；カーボン紙製造工；紙テックス製造工；経木紙製造工；段ボール製造工；紋紙製造工；ふすま紙製造工；ふすま紙型置工；壁紙製造工；転写紙製造工；エンボス加工紙製造工</u> <u>×ファイバー塩化亜鉛液調整工〔521〕；セロファン製造工〔521〕；感光紙製造工〔529〕；感圧紙製造工〔529〕；研磨紙製造工〔539〕；断裁工（加工紙製造）〔679〕</u></p> <p>674 紙器製造作業者 紙製の箱・皿・その他の容器、ファイバー製の管・コーンなどの製造作業に従事するものをいう。 ただし、紙の裁断及び印刷の仕事に専ら従事するもの並びに封筒・紙袋（軽量袋）の製造作業に従事するものは含まれない。 <u>○紙器製造工；折りたたみ箱製造工；紙皿製造工；紙コップ製造工；ファイバーチューブ製造工；薬品容器製造工（紙製）；化粧品容器製造工（紙製）；電球サックはり工；クラフト紙袋製造工；セメント袋製造工；セメント袋ミシン工；紙筒製造工；菓子箱製造工（紙製）；機械箱工；段ボールかん（函）</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p>製造工；紙ばこのり（糊）は（貼）り工；紙管製造工；コーン製造工（紙器）；ファイバーコーン製造工；針金止工（紙製容器）；飲料容器製造工（紙製）</p> <p>×封筒製造工〔675〕；紙袋製造工（軽量袋）〔675〕；断裁工（紙製容器）〔679〕；紙袋印刷工〔683〕</p> <p>675 紙製品製造作業者</p> <p>紙袋（重量袋を除く）・封筒・たけ（丈）長・元結・水引・紙より（燃）・荷札などの紙製品の製造作業に従事するものをいう。</p> <p>○紙袋製造工（軽量袋）；紙袋は（貼）り工；封筒製造工；手さげ紙袋製造工；たけ（丈）長紙製造工；元結製造工；水引製造工；金封製造工；水引ゆい工；紙より工；荷札仕上工；紙ひも工；セロファンひも製造工</p> <p>×セメント袋製造工〔674〕；紙切断工〔679〕；造花製造工〔729〕</p> <p>679 その他のパルプ・紙・紙製品製造作業者</p> <p>各種のせつ（截）断機・手道具を用いた紙の定型切断、紙・紙製品の仕分け・検査など小分類〔671～675〕に含まれないパルプ・紙・紙製品の製造作業に従事するものをいう。</p> <p>○紙切断工；カッター工（紙巻取切断工）；断裁工（製本）；断裁工（加工紙製造）；断裁工（紙製容器）；巻取工（製紙）；筒切工；仕上検査工（紙・紙製品製造）；選別工（製紙）；型紙彫刻士；染型彫刻工；紋切工；ジャカード孔あけ工；紙のり（糊）は（貼）り工（他に分類されないもの）；障子紙はり継ぎ工；紙綿製造工</p> <p>×紙ばこのり（糊）は（貼）り工〔674〕；紙袋は（貼）り工〔675〕；のり（糊）さし工（製本）〔684〕；表具工〔722〕</p> <p>68 印刷・製本作業者</p> <p>製版・印刷、活字の鑄造及び製本の仕事に従事するものをいう。写真印刷・謄写印刷の仕事に従事するものも含まれる。</p> <p>ただし、木版の製作作業に従事するものは中分類〔66〕に分類される。</p> <p>681 文字組版作業者</p> <p>電算写植機・電子組版機などで文字を配列する仕事に従事するものをいう。</p> <p>○植字工；機械植字工；文字組版工；写真植字機オペレーター；写真植字工；電算写植工；版組工；電子組版機オペレーター；版下デザイナー</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p>682 製版作業者 <u>組版の紙型取り、紙型へ溶解活字合金を鋳込んで鉛版を作る仕事、感光金属薄板に写真を焼き付け、腐しよく作用で版を作る仕事などに従事するものをいう。</u> <u>ただし、木版の製作作業に従事するものは小分類〔663〕に分類される。</u> <u>○製版工；印刷製版工；平版製版工；写真製版工；グラビア製版工；プラスチック製版工；オフセット製版工；紙型工；活版鋳込工；鉛版鋳込工；印刷鉛版工；焼付工（製版）；刷版作業員；DTPオペレーター</u> <u>×金属彫刻工〔555〕；木版製作工〔663〕；写真焼付工〔725〕</u></p> <p>683 印刷作業者 <u>グラビア印刷機・オフセット印刷機・平版印刷機・輪転印刷機・名刺印刷機を操作し、紙・金属板・その他シート（布なつ染を除く）に印刷する仕事に従事するものをいう。</u> <u>○凸版印刷工；活版印刷工；平版印刷工；オフセット印刷工；グラビア印刷工；凹版印刷工；プラスチック印刷工；新聞印刷工；織物印刷工；名刺印刷工；段ボール印刷工；紙袋印刷工；輪転機運転工；校正刷工；調肉工（印刷）；金属板印刷工；時計文字盤印刷工；フレキシ印刷作業員；シルク印刷工（染色業以外）；印刷機オペレーター</u> <u>×布なつ染工〔646〕；製本はく（箔）押工〔689〕；ブリキ刷込工〔689〕</u></p> <p>684 製本作業者 <u>突きそろえ裁断・折りたたみ・丁合・とじ合せ・表紙はりなど製本の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○製本工；折工（製本）；紙折工（製本）；丁合オペレーター；背とじ工；背固め工；のり（糊）さし工（製本）；表紙くるみ工；表紙仕上工；カバー掛工；製本オペレーター</u> <u>×断裁工（製本）〔679〕；製本はく（箔）押工〔689〕</u></p> <p>689 その他の印刷・製本作業者 <u>写真製版・オフセット版・グラビア版の原図を作るための写真撮影、製版用原図の複写、原図写真の修正・焼付・現像・試刷りの校正、組版のほどこき、活字の鋳造、印刷ロールの修理・洗浄、印刷・製本関係の検査など小分類〔681～684〕に含まれない印刷・製本の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○ブリキ刷込工；印刷写真工；修正工（印刷）；製本検査工；校正工；製本はく（箔）押工；レタッチャー；カラスキャナー・オペレーター；印刷</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>検査工</u> ×活字母型彫刻工〔555〕；断裁工（製本）〔679〕；青写真工〔726〕</p> <p>69 ゴム・プラスチック製品製造作業者 <u>ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品（合成ゴムを含む）の製造、プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の製造の仕事に従事するものをいう。</u></p> <p>691 原料ゴム加工作業者 <u>ゴムの洗浄・素練り・混合・練りなどの仕事に従事するものをいう。</u> <u>○ゴム処理工（洗浄・前加熱・切断など）；配合工（ゴム）；素練り工（ゴム）（素練り・ストレーナ操作など）；混練り工（ゴム）（ロール・バンパリーによる混練り）</u> <u>×合成ゴム製造工〔521〕；アSEMBル成形工（ゴム）〔692〕；プレス加硫工〔692〕；再生ゴム製造工〔699〕</u></p> <p>692 ゴム製品製造作業者 <u>ホース・はき物・ベルト・チューブ・タイヤ・医療用品などのゴム製品の手作業又は機械による成形、加硫作業などに従事するものをいう。</u> <u>○合せ型製品成形工（ゴム）；は（貼）り付け型製品成形工（ゴム）；ライニング成形工（ゴム）；アSEMBル成形工（ゴム）；カレンダー工（ゴム）；押し出し工（ゴム）；ゴム引工；フォームラバー製造工；ラテックス製品製造工；エポナイト加硫工；プレス加硫工；焼付加硫工；ゴム風船成形工；ゴムまり成形工；ゴム靴成形工；タイヤ工</u> <u>×ゴム製がん具組立工〔712〕</u></p> <p>693 プラスチック製品成形・加工作業者 <u>プラスチック（ゴム・バルカナイズドファイバーを除く）のプレス、押出、射出、吹込みなどの成形機又は手作業による成形作業並びにプラスチック成形品の切削、接合、研磨などの加工作業及び仕上げ作業に従事するものをいう。紙又は布に合成樹脂を塗布し、加熱圧搾して積層板を作る仕事に従事するものも含む。</u> <u>ただし、バフ磨きの仕事に従事するものは小分類〔557〕に分類される。</u> <u>○合成樹脂製品成形工；圧縮成形工（プラスチック）；射出成形工（プラスチック）；押し出し成形工（プラスチック）（インフレーションを含む）；積層成形工（プラスチック）；発ぼう（泡）成形工（プラスチック）；スラッシ</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>成形工（プラスチック）；熱成形工（プラスチック）；回転成形工（プラスチック）；サンダル（プラスチック）製造工；基石（プラスチック）製造工；高周波ミシン工；高周波ウエルダ工；裁断工（プラスチック製品）；プラスチック旋盤工</u> <u>×バフ磨き工（金属）〔557〕；プラスチック混練り工〔699〕；靴（プラスチック）縫製工（ケミカルシューズなど）〔702〕；塩化ビニル樹脂かばん製造工〔711〕</u></p> <p>699 その他のゴム・プラスチック製品製造作業者 <u>ゴムの塗布・防水加工・ゴム板シートの裁断、プラスチック製品の原料処理・仕上げ、ゴム・プラスチック製品の検査など小分類〔691～693〕に含まれないゴム・プラスチック製品の製造作業に従事するものをいう。</u> <u>○ゴム塗布工；レインコート塗布工；ゴム防水工；セルロイド裁断工；ゴムシート裁断工；石綿ゴム混合工；のり（糊）引工（地下足袋製造）；再生ゴム製造工；型抜工（プラスチック）；セロファンテープ製造工；型抜工（ゴム）（タイヤ・水枕・手袋等）；切削工（ゴム）（エボナイト・糸ゴム・バンド等）；仕上工（ゴム）（チューブ張り合せ・ばり取り・表面研磨）；仕上工（プラスチック）；プラスチック製品バフ磨き工；検査工（ゴム・プラスチック製品）；原料樹脂処理工（タブレット・混練り）；めっき工（プラスチック製品）；組立工（プラスチック製品）；溶接工（プラスチック製品）（高周波溶接を除く）；プラスチック混練り工；タイヤ修理工；めっき液試験分析工（プラスチック）</u> <u>×めっき液試験分析工（金属）〔556〕；自動車タイヤ整備士〔592〕；リノリウム製造工〔649〕；高周波ウエルダ工〔693〕</u></p> <p style="text-align: center;">70 革・革製品製造作業者</p> <p><u>毛皮・なめし革の製造、各種の革製品（袋物・衣服を除く）の製造の仕事に従事するものをいう。</u></p> <p>701 製革作業者 <u>毛皮・なめし革を製造するため、原皮・毛皮の水戻し・脱毛・裏こし・なめし（鞣）・染め・乾燥・仕上げ、毛のつや（艶）出しなどの仕事に従事するものをいう。</u> <u>○毛皮工；製革工；水戻し工；脱毛工；革染工；染料調合工（製革）；す（漉）き割り工；皮なめし工；毛皮なめし工；なめし剤調合工；革乾燥工；革仕上げ工；タンニン工（製革）；クロム仕上げ工（製革）；レタニング工（製革）；</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>毛皮漂白工</u> <u>×皮はぎ工〔729〕；原皮製造工〔729〕</u></p> <p>702 靴製造・修理作業者 <u>革靴製造（ケミカルシューズを含む）における採寸・裁断・縫製・底付け・かかと付けなど及び革靴修理の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○靴製造工；靴修理工；靴直し工；靴皮採寸工；靴皮裁断工；靴型入工；靴型抜工；革靴ミシン掛工；製甲工；靴（プラスチック）縫製工；革靴底付工；アリアン工；かかと（踵）付工；靴びょう（鋳）打工；靴仕上工；サンダル（革）製造工；スリッパ（革）製造工；ケミカルシューズ製造工；ケミカルサンダル製造工</u> <u>×木製サンダル製造工〔669〕；げた製造工〔669〕；ゴム靴成形工〔692〕；サンダル（プラスチック）製造工〔693〕；仕上検査工（皮革製品）〔709〕</u></p> <p>709 その他の革・革製品製造作業者 <u>革（靴の原料革を除く）の裁断・縫製・打抜き、革ベルト・革パッキンの製造、革製品の検査など小分類〔701及び702〕に含まれない革・革製品製造の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○革裁断工；硬式ボール縫製工；革ベルト製作工；革パッキン製造工；仕上検査工（皮革製品）；靴敷革製造工；革手袋縫製工；革サドル製造工；革ぞうり製造工；革鼻緒製造工；ミット・グラブ製造工；くら（鞍）製造工；紡織用革製品製造工；バレーボール製造工；フットボール製造工；革シート製造工；サッカーボール製造工</u> <u>×革製衣服製造工〔659〕；毛皮裁断工〔659〕；毛皮仕立工〔659〕；革染工〔701〕；靴革裁断工〔702〕；写真機ケース製造工〔711〕；楽器ケース製造工〔711〕；袋物製造工〔711〕</u></p> <p>71 装身具等身の回り品製造作業者 <u>かばん・袋物・がん（玩）具・洋傘・ちょうちん・うちわ・ほうき・ブラシ・漆器・印判等の製造又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等の仕事に従事するものをいう。</u></p> <p>711 かばん・袋物製造作業者 <u>各種の材料でトランク・抱えかばん・ハンドバッグ・財布などのかばん・袋物類の縫製・組立ての仕事に従事するものをいう。</u> <u>○かばん製造工；塩化ビニル樹脂かばん製造工；スーツケース製造工；ト</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p> <u>ランク製造工；ポストンバッグ製造工；ランドセル製造工；リュックサック製造工；ハンドバッグ製造工；袋物製造工；写真機ケース製造工；財布製造工；名刺入製造工；定期券入製造工；懐中鏡入製造工；印鑑サック製造工；信玄袋製造工；手さげ袋製造工（紙製を除く）；はこせこ製造工；楽器ケース製造工</u> <u>×手さげ紙袋製造工〔675〕</u> </p> <p> 712 がん具製造作業者 <u>各種の材料でがん具の組付け・組立て・仕上げの仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、部分品・附属品の組立て・組付けを必要としないがん具の製造作業に従事するものは含まれない。</u> <u>○がん具（金属製）組立工；がん具（ゴム製）組立工；がん具（プラスチック製）組立工；ミニカー組立工；人形組立工；フランス人形組立工；節句人形組立工；がん具楽器組立工；児童用乗物組立工；がん具（木製）工；がん具（竹製）工；がん具（布製）工；がん具（セルロイド製）工；がん具（甲・角・貝・きば製）工；動物がん具工；がん具（陶磁器製）工；土人形製造工；人形（プラスチック製）組付工；押絵羽子板製造工；がん具（ガラス製）加工工；人形着付師；人形（布製）縫製工；ゴム人形製造工；縫いぐるみがん具製造工</u> <u>×がん具花火巻工〔529〕；羽子板製造工〔669〕；ゴム風船成形工〔692〕；ゴムまり成形工〔692〕；ゴムまり絵付工〔723〕；オルゴール組立工〔729〕；模型製作工〔729〕</u> </p> <p> 713 ちょうちん・うちわ製造作業者 <u>ちょうちん・うちわ・せんす・和傘の材料の組立て・紙は（貼）りの仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、ちょうちん・うちわ・せんす・和傘の骨を製造する仕事に従事するものは含まれない。</u> <u>○ちょうちんはり工；ぼんぼり製造工；うちわはり工；せんす折師；せんす仕上師；和傘製造工</u> <u>×扇骨師〔666〕；和傘竹骨製造工〔666〕；洋傘製造工〔719〕；ちょうちん・うちわ・和傘絵付工〔723〕；ちょうちん・うちわ・和傘文字書工〔724〕</u> </p> <p> 714 ほうき・ブラシ製造作業者 <u>ほうき・ブラシの材料の精選処理・植毛・刈毛・仕上げの仕事に従事するものをいう。はけ・たわし・棒ブラシの製造作業に従事するものも含ま</u> </p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>れる。</u> <u>ただし、竹ほうき、ささら、筆の製造作業に従事するものは含まれない。</u> <u>○ほうき製造工（竹製を除く）；人毛ブラシ製造工；針金ブラシ製造工；ビニルブラシ製造工；煙突掃除用ブラシ製造工；歯ブラシ製造工；棒ブラシ製造工；はけ製造工；たわし製造工</u> <u>×竹ぼうき製造工〔666〕；ささら製造工〔666〕；毛筆製造工〔729〕</u></p> <p>715 漆器製造作業者 <u>漆器のき（素）地加工・漆塗り・研出し・沈金・まき（蒔）絵の仕事に従事するものをいう。</u> <u>ただし、き地作りの仕事に専ら従事するものは含まれない。</u> <u>○漆器工；漆塗工；硬質漆器工；木製漆器工；金属漆器工；漆下塗工；漆上塗工；漆器研出し工；沈金彫師；沈金はく入工；まき絵師；塗りげたまき絵師；げたまき絵付工</u> <u>×家具塗装工（漆を除く）〔723〕</u></p> <p>716 貴金属・宝石・甲・角等細工作業者 <u>金・銀・その他の貴金属の切削、成形、鋳造、組立て、研磨等の加工、宝石類の切断、研磨、穴あけ、漂白、彫刻、連組み等の加工及び宝石を使用する細工加工並びに甲・角・貝・きば（牙）類の細工・加工の仕事に従事するものをいう。代用品・模造品によって、貴金属・宝石類と同種の製品を製作する仕事に従事するものも含まれる。また、甲・角・貝・きば類の模造品の細工・加工の仕事に従事するものも含まれる。</u> <u>ただし、ガラス・竹・木・金属・石の細工・加工の仕事に従事するものは含まれない。</u> <u>○装身具仕上工；貴金属細工工；貴金属彫刻師；貴金属象眼師；貴金属ブローチ製造工；飾り職（貴金属）；宝石細工工；べつ甲職人；角パイプ工；印材（角）工；宝石研磨工；ダイヤモンドダイス工；めのう加工工；水晶加工工（印判師を除く）；真珠加工工；貝細工工；貝ボタン細工工；碁石加工工；さんご加工工；模造品（貴金属・宝石）細工工；人造宝石加工工；人造真珠加工工；象げ（牙）細工工；どう（撞）球製造工</u> <u>×碁石（ガラス）製造工〔539〕；金属彫刻工〔555〕；碁石（プラスチック）製造工〔693〕；甲・角・貝・きば製がん具工〔712〕；水晶印判師〔717〕</u></p> <p>717 印判師 <u>印判を作るため、材料に文字などを刻む仕事に従事するものをいう。</u> <u>○印判師；印匠；てん（篆）刻師；水晶印判師；印鑑製造人；スタンプ印</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p><u>製造工；木判工；ゴム彫刻工；印章彫刻工；印材彫刻師</u> <u>×金属彫刻工〔555〕；木彫刻師〔663〕</u></p> <p>719 その他の装身具等身の回り品製造作業者 <u>装身具等身の回り品の検査など小分類〔711～717〕に含まれない装身具等身の回り品製造の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○はたき製造工；羽根細木工；羽根加工工；漆器製品検査工；かつら製造工；へヤネット製造工；かもじ製造工；洋傘製造工；こうもり傘製造工；洋傘はり工；洋傘仕上工；洋傘修理工</u> <u>×洋傘骨製造工〔519〕；洋傘ミシン工〔655〕；木製がん具工〔712〕；和傘製造工〔713〕</u></p> <p>72 その他の製造・制作作業者 <u>中分類〔51～71〕に含まれない内張、表具、塗装、写真現像など他に分類されない製造・制作の仕事に従事するものをいう。</u></p> <p>721 内張作業者 <u>いす・ソファーなどを製作するため木製又は金属製の枠組み加工、クッション材等の詰め、ばねの取付け、表張材の裁断・縫製・張りなどの仕事に従事するもの、及び船舶・航空機・車両の内張個所の寸法取り・材料シートの裁断・室内のほろの取付けなどの仕事に従事するものをいう。</u> <u>○いす張り工；いすシート張り工；クッション工；詰物工（内張）；船舶内張工；航空機内張工；自動車内張工；旅客車内張工；裏内張工；いす張替工；内張修理工；ベッド装飾工；ほろ張工；小箱（おおい）被工</u></p> <p>722 表具師 <u>軸物・掛け軸・額などの表装及び裏打ち並びにふすま（襖）・屏風・障子・壁紙は（貼）りの仕事に従事するものをいう。</u> <u>○表具工；大経師；経師屋；からかみ表具師；軸物師；ふすまは（貼）り職；壁紙は（貼）り職；金びょうぶ（屏風）は（貼）り職</u></p> <p>723 塗装作業者 <u>塗料の調整・き（素）地作り（パテ拾い・めどめ・さび（錆）落としなど）・下地塗り・水どき・中塗り・上塗り・文字書きなどの仕事に従事するものをいう。はけ塗り・へら塗り・たんぼ塗り・吹付け・刷り込み・転写・まき（蒔）絵は（貼）りの仕事に従事するものも含まれる。</u></p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p>○自動車塗装工；船体塗装工；吹付塗装工；エナメル塗装工；塗装着色工； <u>絵付着色工（塗装）；羽子板彩色工；家具塗装工（漆を除く）；げた台塗装工；</u> <u>ゴムまり絵付工；エナメル被覆工；ラック塗工；ペンキ職；金属塗装工；</u> <u>化学塗装工；ちょうちん・うちわ・和傘絵付工</u> <u>×看板書き〔724〕；ペンキ画工〔724〕</u></p> <p>724 画工、看板制作作業者 <u>塗料・絵具類の調整、紙・板・カンパス・銅板などへの絵描き・文字書き</u> <u>などの仕事に従事するものをいう。</u> <u>○画工（竊業を除く）；図案工；図案画工；アニメーター；ペンキ画工；看</u> <u>板書き；びら書き；ちょうちん・うちわ・和傘文字書工；テクニカルイラ</u> <u>ストレーター；POPライター</u> <u>×水彩画家〔182〕；装飾画家〔182〕；陶磁器絵付工〔536〕；漆塗工〔715〕</u></p> <p>725 写真現像・焼付・引伸し作業者 <u>写真の現像・焼付け・引伸し・修整の仕事に従事するものをいう。</u> <u>○写真現像工；写真焼付工；フィルム現像工；写真引伸し工；写真修整工；</u> <u>フィルム焼付工；写真エアブラシ工</u> <u>×印刷写真工〔689〕</u></p> <p>726 製図・写図作業者 <u>建設工事・機械製作・造船・その他の目的のために、設計図・その他の</u> <u>図面作成及び</u> <u>原図写しの仕事に従事するものをいう。</u> <u>○製図工；機械製図工；土木製図工；トレース工；鉱山製図工；船舶製図</u> <u>工；航空機製図工；電機製図工；建築写図工；設計手；製図検査工；写図</u> <u>工；青写真工；CADオペレーター；パタンナー</u></p> <p>727 現図作業者 <u>船こく（殻）・板金構造物・鉄塔・橋りょう（梁）・ボイラー・復水器な</u> <u>どの鉄鋼構造物を製作するため、現図展開・型板取りなどの仕事に従事す</u> <u>るものをいう。</u> <u>○現図工；車両現図工；造船現図工；航空機現図工；鉄鋼現図工；鉄工現</u> <u>図工；構造物現図工；木工現図工；現図検査工</u> <u>×け（罫）がき工〔559〕；心取工（レンズ）〔604〕</u></p> <p>728 包装作業者</p>	

日本標準職業分類案（分類項目名、説明及び内容例示新旧対照表）（H－生産工程作業者）

新（案）	旧（現行分類）	改 定 理 由
	<p>生産工程に付随して品物を保護・保存し、携帯を便利にし、体裁をよくするため、各種の材料で包装する仕事に従事するものをいう。</p> <p>○包装（ラッピング）工；打直綿包装工；食品包装工；菓子包装工；袋詰工（包装）；セメント袋詰工；たるしぱり工（しょう油醸造）；封印は（貼）り工；めん類結束工；レッテル（ラベル）は（貼）り工 ×荷造工〔795〕</p> <p>729 他に分類されない製造・制作作業者</p> <p>小分類〔721～728〕に含まれないその他の製造・制作作業者をいう。</p> <p>○と畜作業員；内臓処理工；皮はぎ工；原皮製造工；ガット製造工；はく（剥）製工；解剖標本作成工；肥料製造工（鶏ふん（糞）・魚肥・たい（堆）肥・大豆かすなど）；トランペット組立工；タンバリン組立工；木琴組立工；バイオリン組立工；ハーモニカ組立工；アコーディオン組立工；オルゴール組立工；オルゴール鳴金取付工；楽器修理工；鉛筆検査工；シャープペンシル組立工；太鼓組立工；製氷工（氷室作業者）；模型製作工；人体模型工；マネキン人形製作工；立体地図工；食品見本模型工；木製模型工；乗物模型工；金属模型工；毛筆製造工；整毛工（毛筆製造）；映写技師；しん立工（毛筆製造）；マッチ製造工；羽根ほうき（箒）製造工；造花製造工；花輪製造工；押絵製造工；祝飾物製造工；折紙細工工；人毛マット製造工；ボールペン組立工；万年筆組立工；万年筆検査工；眼鏡つる製造工；楽器組立工；ピアノ精密組立工；アクション取付工；ピアノ調整工；ギター組立工；音響試験工（ギター製造）；製品検査工（ギター製造）；ギター仕上工；ほっす（払子）製造工；人毛網工；れん炭製造工；オガ炭製造工；オガラライト製造工；木質粒状燃料製造工；たどん製造工；豆炭製造工；熱管理工；織物意匠図工；水門操作員；温泉供給バルブ操作員；河川監視員；水位監視員；照明係（舞台・撮影所）；小道具工（演劇）</p> <p>×歯科技工士〔105〕；化学肥料製造工〔521〕；ささら製造工〔666〕；ゴムまり絵付工〔723〕；大道具工（演劇）〔771〕；室内装飾工〔779〕；じゅうたん張工〔779〕</p>	